

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

＜計画期間：平成29年度～平成33年度＞

第4次さんかくプラン（案）

岡 山 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画の目的	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
4	社会情勢等の変化	4
5	現状と課題	9
第2章	計画の基本的な考え方と基本目標	10
1	計画の基本理念	10
2	重点的な取組	11
3	計画の体系図	12
4	数値目標及び成果指標一覧	14
5	推進体制と進行管理	16
第3章	第4次さんかくプランの内容	17
重点目標1	個人としての尊厳の尊重と性別に基づいて起こる人権侵害の禁止	17
重点目標2	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進	24
重点目標3	性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援	33
重点目標4	固定的な性別役割分担の解消	39
重点目標5	国際的な取組についての理解及び協調、連携	44
重点目標6	市と市民等とのパートナーシップによる協働	47
重点目標7	仕事と生活の調和の推進	50
重点目標8	働く場における女性の活躍推進	58
重点目標9	政策・方針の決定過程への男女共同参画の促進	63

第 1 章 計画策定にあたって

本市は、平成 13 年 6 月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市民との協働により策定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、平成 14 年 3 月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成 19 年 3 月に「新さんかくプラン」、平成 24 年 3 月に「第 3 次さんかくプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、取組を推進してきました。

また、平成 22 年 3 月には、同条例に基づき、DV 防止及び被害者支援の施策を総合的・計画的に推進するため、「岡山市 DV 対策基本計画」を策定し、配偶者・パートナーからの暴力の根絶に向けた取組を推進してきました。

こうした中、国においては、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、あらゆる分野において女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高めるためにも極めて重要であるとして、女性の活躍促進のための取組を推進してきました。

平成 27 年 8 月には、働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方自治体、事業主に必要な取組を促すための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」が成立するなど、女性活躍促進に向けた動きがさらに広がりつつあります。

一方、本市が平成 27 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「市民意識・実態調査」という）の結果では、固定的な性別役割分担意識について否定的な人の割合が少しずつ増えているものの、職場において男女の地位が平等と考える人の割合が約 2 割と低い状況や、依然として固定的な役割分担意識が仕事と家庭生活や地域生活等を両立できていない状況が表れているなど、男女共同参画社会を実現するための課題が多くあがっています。

これらの課題を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 4 次さんかくプラン」を策定しました。

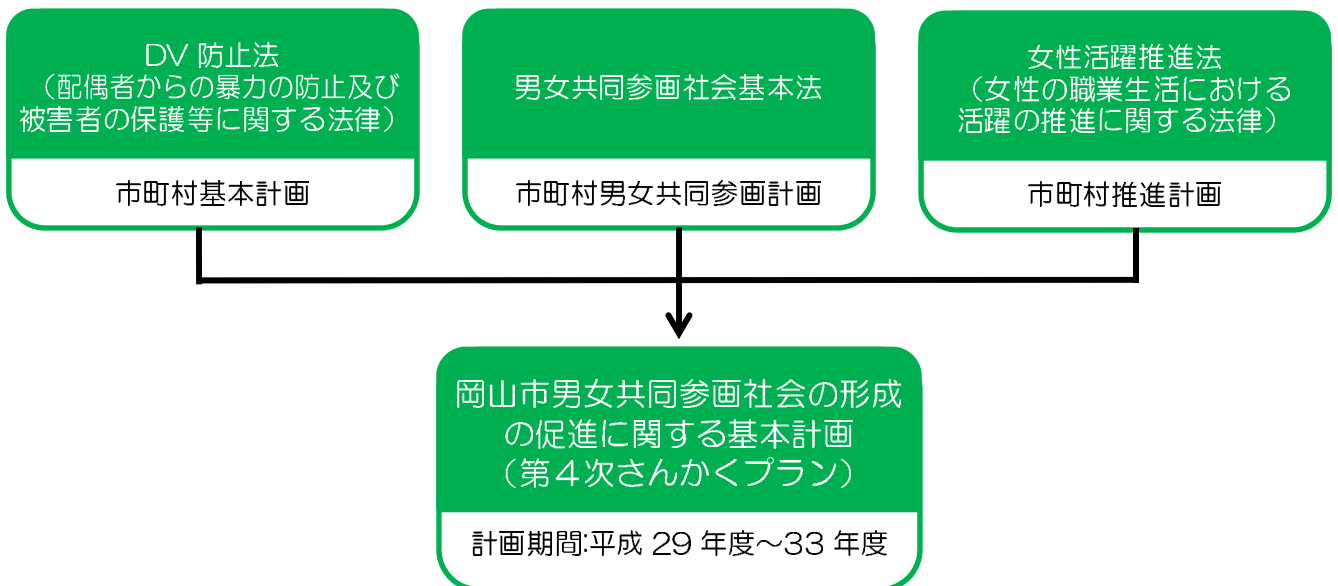
1 計画の目的

本計画は、一人ひとりの人権が尊重され、市民が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現を目的として、さんかく条例に規定する7つの基本理念に基づき策定するものです。

基本理念 (さんかく条例第3条要約)	① 性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が尊重されること
	② 性別による固定的な役割分担によらず、自らの意思と責任により多様な生き方が選択できること
	③ 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動が両立できること
	④ 政策・方針の立案及び決定において、いずれかの性に偏ることなく互いに共同して参画する機会が確保されること
	⑤ 妊娠、出産その他の性と生殖に関することについて、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康を享受できること
	⑥ 国際的な取組と協調・連携して男女共同参画の施策が推進されること
	⑦ 市、市民、事業者は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

2 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項及びさんかく条例第 9 条に規定する基本計画として位置付けます。
- 本計画のうち「重点目標 2」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当します。
- 本計画のうち「重点目標 7～9」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当します。
- 上位計画である岡山市第六次総合計画との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年とします。

なお、社会情勢の変化への対応や計画の進捗状況の反映など、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
新さんかくプラン					第 3 次さんかくプラン					第 4 次さんかくプラン (男女共同参画計画) (DV 対策基本計画) (女性活躍推進計画)				
DV 対策基本計画														

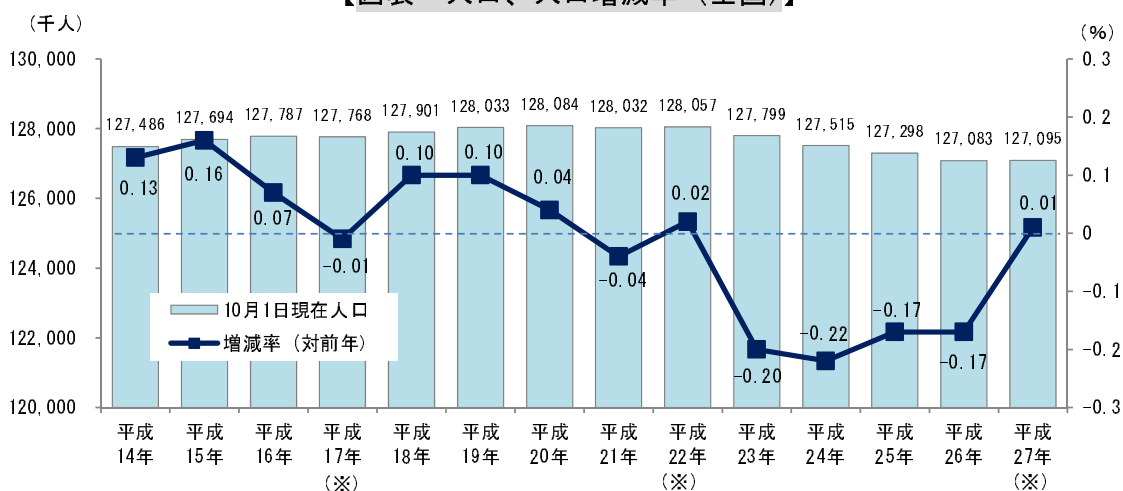
4 社会情勢等の変化

(1) 人口の減少

我が国の人口は、人口動態統計によると平成 17 年に初めて自然減に転じ、平成 23 年からは継続して人口が減少しています。

本市の人口は、これまで順調に増加してきましたが、今後は平成 32 年をピークに人口減少期に突入する見込みとなっています。

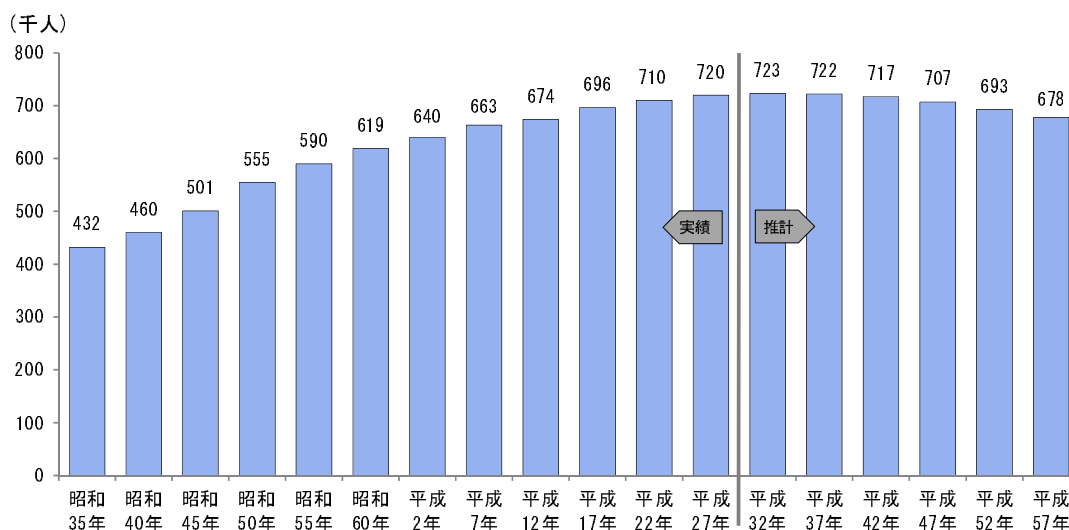
【図表 人口、人口増減率（全国）】



(備考) 増減率は、前年10月から当年9月までの増減数を前年人口で除したもの。

(総務省統計局 平成 26 年人口推計 (各年 10 月 1 日) ※国勢調査人口)

【図表 岡山市の人口】



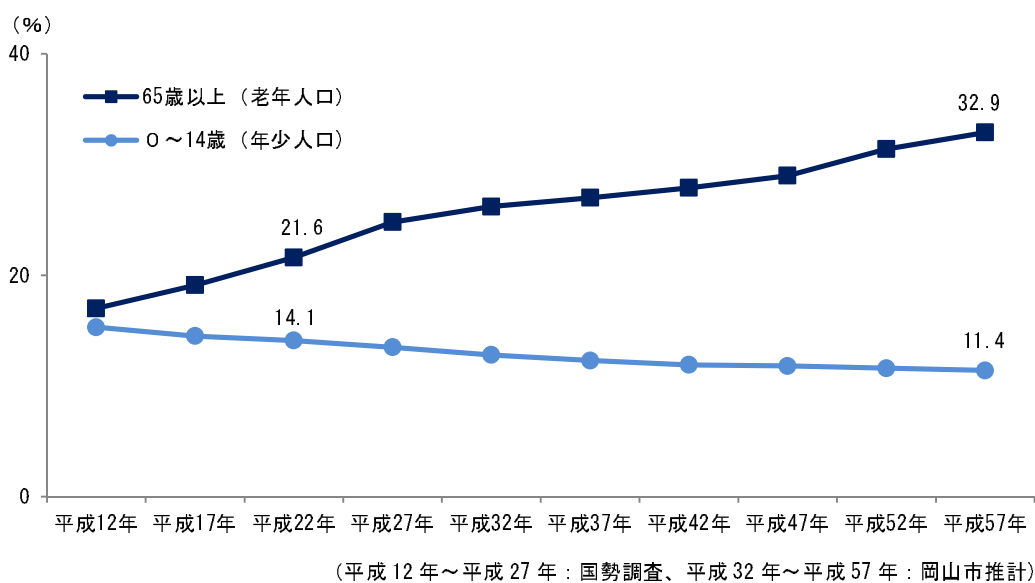
(昭和 35 年～平成 27 年：国勢調査、平成 32 年～平成 57 年：岡山市推計)

(2) 少子・高齢化の進展

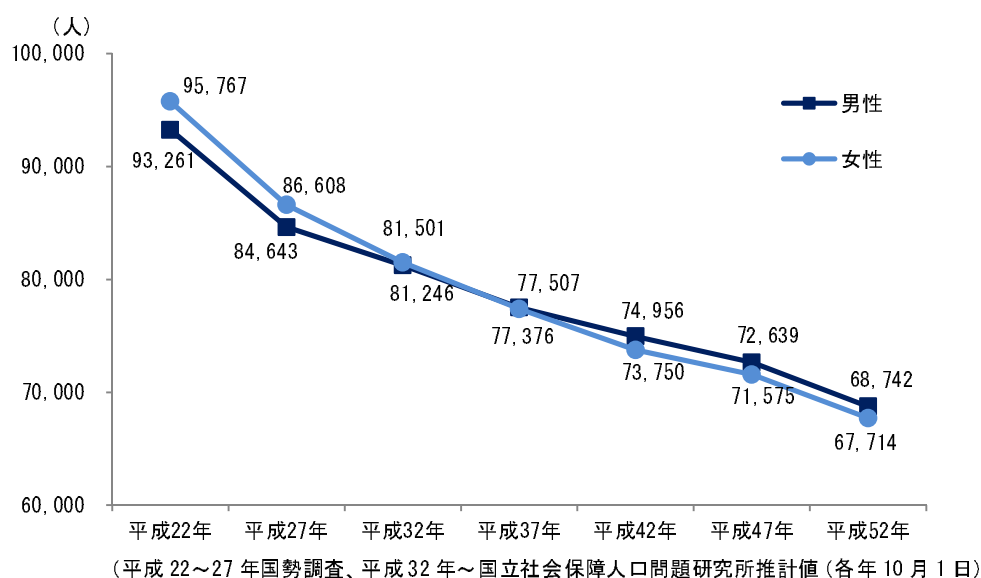
本市の年少人口（0～14歳）割合は低下し、一方、老年人口（65歳以上）割合は上昇しており、さらに少子高齢化が進行していく見込みです。

また、子どもを産む中心世代の女性（20～39歳）の人口は平成22年の約96,000人から平成52年には約68,000人に減少する見込みとなっています。

【図表 老年人口（65歳以上）割合、年少人口（0～14歳）割合（岡山市）】

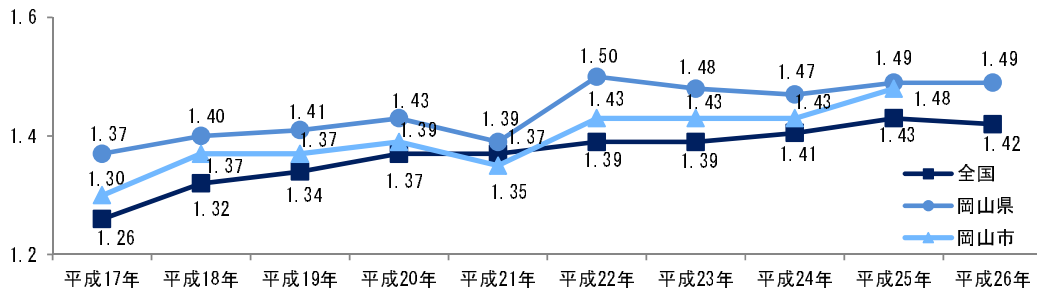


【図表 性別 20～39歳人口の推計（岡山市）】



合計特殊出生率は、2.08 を記録したときに、人口が増加も減少もせず維持され则认为られています。本市は平成 25 年時点で 1.48 であり、少子化は大きな問題となっています。

【図表 合計特殊出生率】



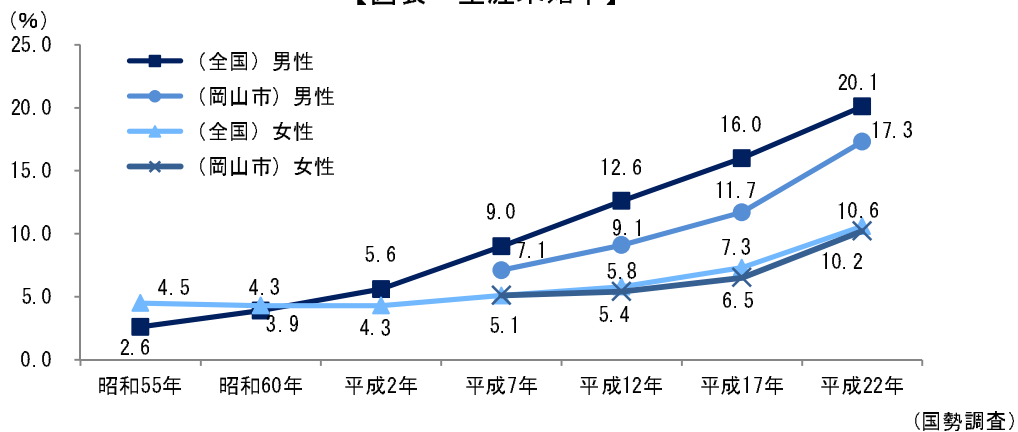
(平成 17 年～平成 25 年：岡山県衛生統計年報、平成 26 年：人口動態調査)

*合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

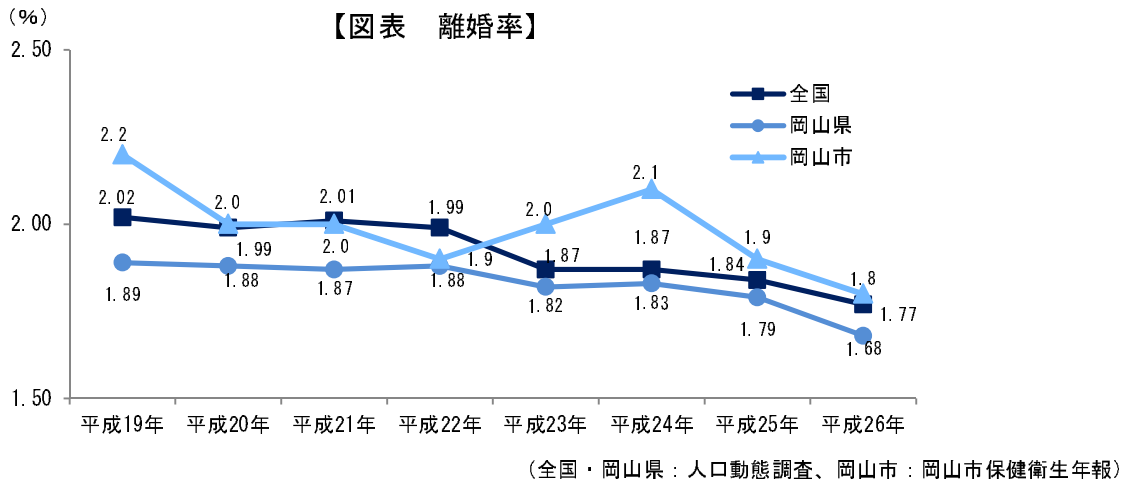
(3) 婚姻の状況

本市の生涯未婚率を見ると、男女ともに全国を下回っていますが、上昇傾向にあります。特に本市の男性は、平成 17 年から平成 22 年にかけて、5.6 ポイントも上昇しています。離婚率を見ると、2%前後で推移していますが、平成 23 年からは全国、岡山県を超えています。

【図表 生涯未婚率】



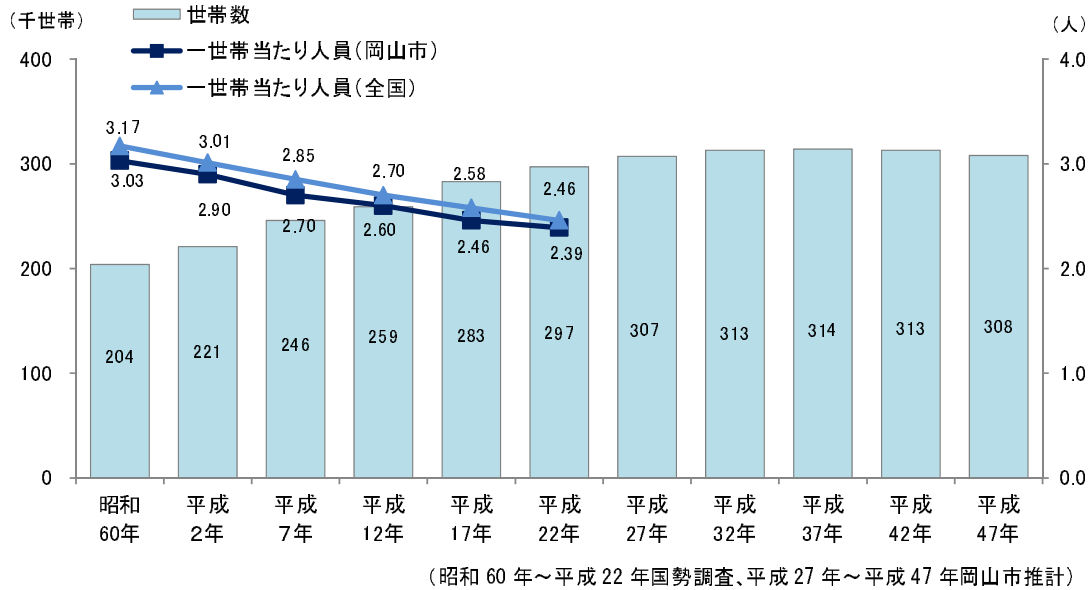
【図表 離婚率】



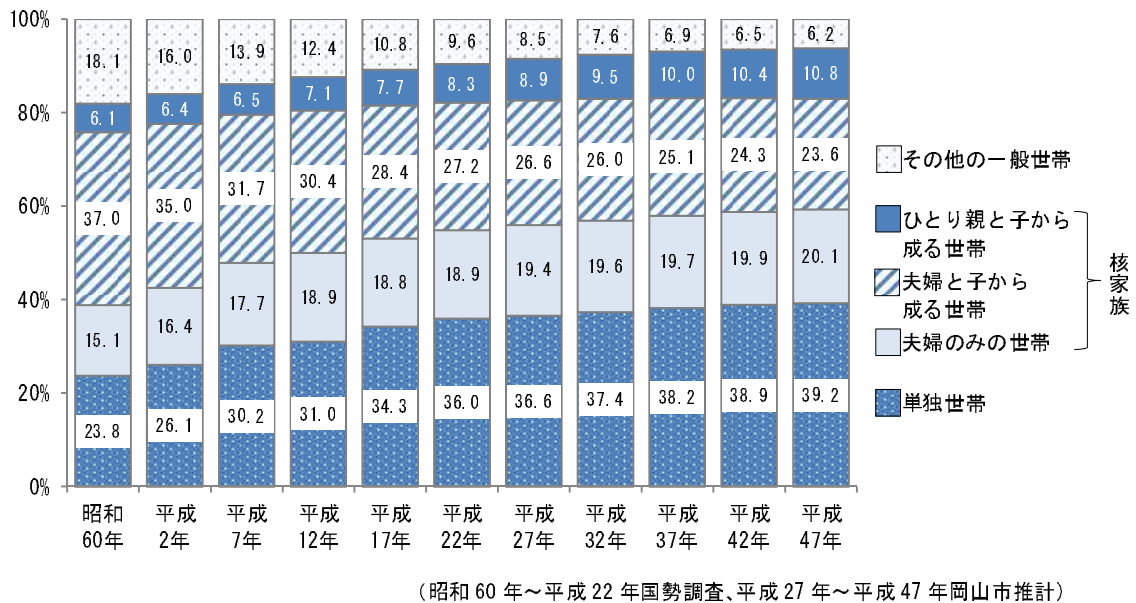
(4) 家族形態の多様化

本市の世帯数は年々増加傾向にあり、家族類型別の割合で見ると、「単独世帯」が継続して上昇すると推定されています。また、「夫婦と子から成る世帯」、「その他の一般世帯」の割合は年々低下し、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子から成る世帯」の割合は緩やかな上昇傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

【図表 総世帯数の推移と将来推計（岡山市）】



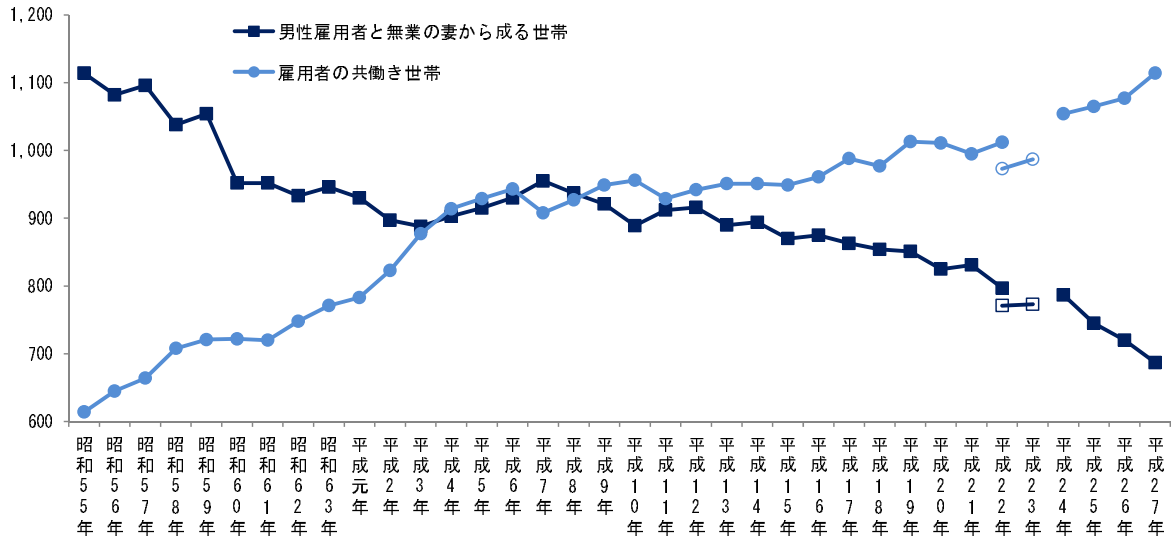
【図表 家族類型別世帯数の割合の推移と将来推計（岡山市）】



(5) 共働き世帯の増加

共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯が、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。岡山市における、子どものいる夫婦の共働き率は約50%で、政令市中5位となっています。

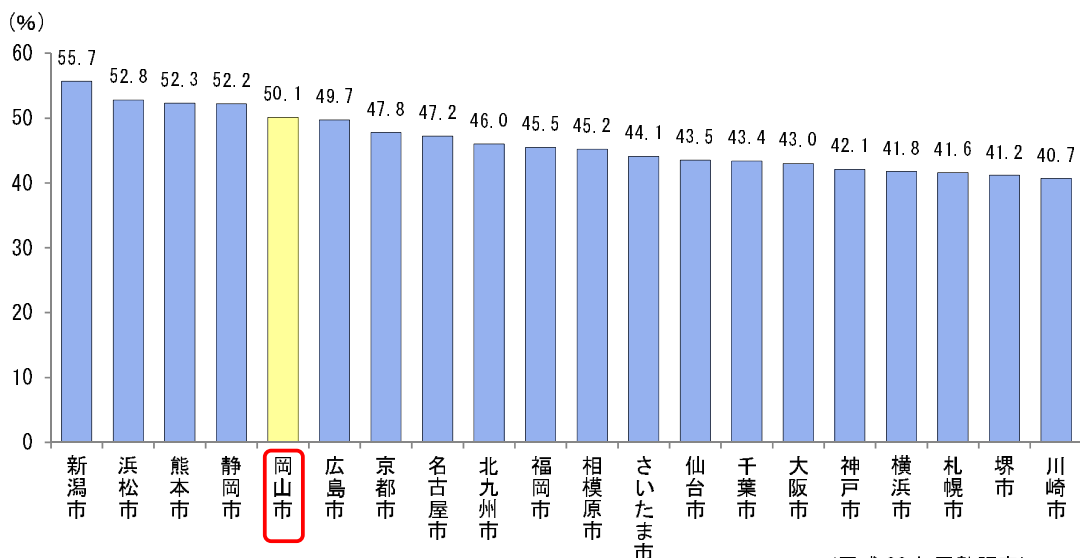
【図表 共働き等世帯数の推移】



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各月2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(男女共同参画白書)

【図表 指定都市別子どものいる夫婦の共働き率】



(平成22年国勢調査)

5 現状と課題

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

- 「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」という固定的な性別役割分担について否定的な人の割合は増加しつつありますが、女性よりも男性に、固定的な役割分担意識が残っている結果となっています。(P39 参照)
- 男女の平等感は「家庭」「地域社会」「職場」「政治の場」において『男性優遇』と回答した人が半数を超えています。(P18 参照)
- 今後も継続して、さまざまな活動の場における男女共同参画について理解を促進することが必要であり、啓発講座等の開催にあたっては、若い世代や新規受講者の拡大を図ることが重要です。

(2) 仕事と家事・育児など家庭生活の両立の推進

- 男性の平日の家事時間は30分未満が約60%、育児時間は30分未満が約25%となっており、男性の家事・育児などの家庭生活への一層の参画促進が必要です。(H24 岡山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査)
- 女性が仕事を辞めたいと思った理由・退職した理由について、約40%の人が「仕事と子育てを両立する自信がなかったから」と回答しています。(H26 岡山市女性が輝くまちづくり調査)
- 共働き世帯が増加する中、家事や育児などの家庭生活においては、依然として女性の負担が大きく、女性が働く場や地域で活躍することの阻害要因となっています。少子高齢化や労働力人口の減少に対応するためにも、仕事と生活の調和を大切にした働き方や意識の改革に向けて、長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の推進などの働きやすい職場環境づくりについて効果的に企業等へ啓発することが必要です。

(3) 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

- DV*防止啓発講座や出前講座を実施し、配偶者やパートナー、交際相手からの暴力の防止に向けた取組を進めてきました。配偶者等からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は重大な人権侵害であると認識する人の割合は上昇傾向にあります。(第3次さんかくプラン行政評価)
- DV 行為を受けたことが何度もあったと回答した人のうち約35%、DV 行為を受けたことが1、2回あったと回答した人のうち約40%が、「誰にも相談しなかった」と回答しています。(H27 市民意識・実態調査)
- 暴力の根絶とDV被害者の保護・支援のためには、正しい理解を深める効果的な啓発や被害者が相談しやすい体制づくりと、さんかく岡山の相談支援センターなど相談機関の一層の周知が必要です。

*DV(ドメスティック・バイオレンス): 配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力(大声で怒鳴る、暴言など)、性的暴力(性的行為の強要など)、社会的暴力(電話、メールのチェック、行動の制限など)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)がある。

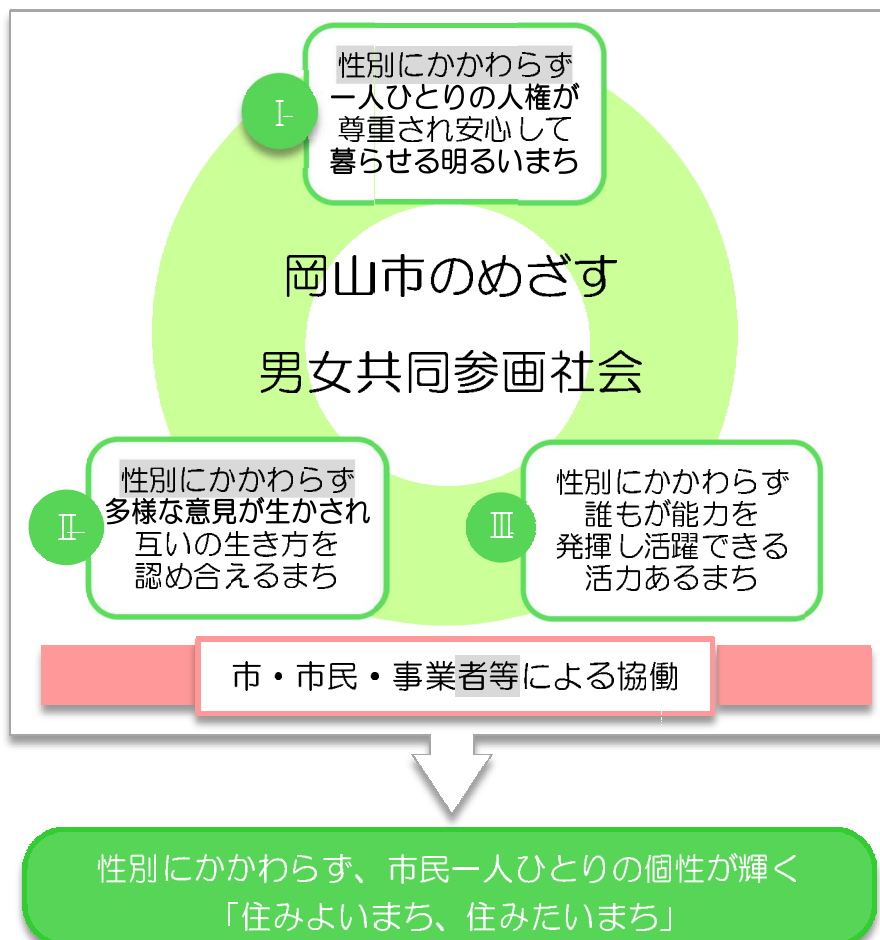
第2章 計画の基本的な考え方と基本目標

1 計画の基本理念 ～岡山市がめざす男女共同参画社会～

私たちは知らず知らずのうちに「男だからしなければならない」「女だから当然」など、性別にとらわれ行動することや、自分以外の人に対して、「男として」「女として」と性別で分けて役割を求めることがあります。しかし、性別で二つに分けることにとらわれると、生き方の選択の幅を狭くしてしまう場合もあります。

外見や考え方が一人ひとり異なるように、性のあり方は人さまざまであり、「男」「女」の二つに限定して役割や生き方を考えるのではなく、お互いの違いを認め合い、いろいろな立場の人の多様な意見が生かされることが、「性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」（さんかく条例より抜粋）をつくるうえでとても重要です。

男女共同参画は、女性の地位や権利を「男性と同じ」状態に引き上げることだけを目指すものではなく、また、長時間労働を前提とした“男性中心型労働慣行”のなかで男性と同等に働くことを女性に求めるものでもありません。家庭や職場、地域社会などあらゆる場で、性別にかかわらず自分らしく個性や能力を発揮できる社会、性別にかかわらず子育て期や中高年期といった人生のライフステージに応じて自分の生き方を選択できる社会の実現を目指して、この第4次さんかくプランに基づく施策を推進します。



2 重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題を踏まえ、第4次さんかくプランでは、以下の3点に重点的に取り組みます。

- ◆ 固定的な性別役割分担の解消
- ◆ 仕事と生活の調和の推進
- ◆ 個人としての尊厳の尊重と性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

これらの取組を通じて、男女共同参画の推進の基盤となる人権意識を高めるとともに、家庭や職場、地域活動などさまざまな場で、慣習にとらわれず、いずれかの性に偏ることなく、一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、少子高齢化や労働力不足が大きな課題となる中、家事や育児・介護などの家庭生活と仕事を両立し、結婚・出産・育児などライフステージの変化に対応しながら、自らの意思で働き方を選択することは一層重要となることから、仕事と生活の調和を推進します。

岡山市ではさんかくプラン策定にあたり、市民のさまざまな意見を聴くため、公募による市民のワークショップを実施しました。幅広い年代のいろいろな立場の市民に参加いただき、岡山市が目指す「性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」の実現に向けて多様な視点から意見をいただくことができました。

第4次さんかくプランの重点的な取組の選定にあたっては、ワークショップの参加者に、特に重要と考える取組を基本目標ごとに1つ選んでもらった結果を参考としました。

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現

■基本目標

I
性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる明るいまち

II
性別にかかわらず、多様な意見が生かされ互いの生き方を認め合えるまち

III
性別にかかわらず、誰もが能力を発揮し活躍できる活力あるまちの実現（女性活躍推進計画）

■重点目標

1. 個人としての尊厳の尊重と性別に基づいて起こる人権侵害の禁止 (p~)

2. 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進 (DV対策基本計画) (p~)

3. 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援 (p~)

4. 固定的な性別役割分担の解消 (p~)

5. 国際的な取組についての理解及び協調、連携 (p~)

6. 市と市民等とのパートナーシップによる協働 (p~)

7. 仕事と生活の調和の推進 (p~)

8. 働く場における女性の活躍推進 (p~)

9. 政策・方針の決定過程への男女共同参画の促進 (p~)

■施策の方向性

- (1)男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (2)女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり
- (3)性別に関わるハラスメントの防止及び困難を抱える人への支援

- (1)暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進
- (2)被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携
- (3)被害者の保護・自立に向けての支援の充実

- (1)性と生殖の健康と権利に関する理解の促進
- (2)生涯を通じた健康づくりに対する支援
- (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

- (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2)女性の参画の少ない分野における対策の推進
- (3)男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進

- (1)男女共同参画に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進
- (2)岡山市に暮らす外国人の地域社会への参画促進

- (1)市民協働による男女共同参画の一層の推進
- (2)地域活動への参画の促進
- (3)男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

- (1)長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進
- (2)仕事と妊娠・出産・子育てを両立するための支援策の充実
- (3)仕事と介護を両立するための支援策の充実
- (4)子育てや介護など家庭生活への男性の参画促進

- (1)女性の希望に応じた働き方や再就職への支援
- (2)誰もが能力を發揮できる職場環境づくりの推進
- (3)働く場における労働者の均等な機会と待遇の確保

- (1)行政分野における女性の参画促進
- (2)企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力發揮のための取組の推進
- (3)農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 具体的施策

- ① 幼児期からの男女共同参画の視点を入れた学習の推進 ② 教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進
③ 男女共同参画を推進する人材の養成と活用 ④ 家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供
⑤ 男女共同参画に関する法令や条例の趣旨の周知

- ① 情報教育の推進 ② 社会環境浄化のための活動の推進

- ① 性別に関わるハラスメントの防止に向けた取組の促進 ② ひとり親家庭の自立への支援 ③ 女性や子どもの貧困対策の推進

- ① 市民へのDV防止啓発の推進 ② 学校における男女共同参画や人権教育の推進 ③ 再発防止に向けての調査・研究

- ① 被害者を早期に発見するための環境づくり ② 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実
③ 男性からの相談に対する体制の整備 ④ 関係機関や団体との連携・協力体制の強化 ⑤ 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

- ① 被害者の保護のための支援 ② 住居確保や司法的な解決に向けた支援 ③ 経済的自立のための支援
④ 心の回復に向けた支援 ⑤ 子どもや高齢者に向けた支援 ⑥ 個人情報の保護

- ① 性の多様性についての理解促進 ② 女性の健康問題や妊孕性（P33 参照）についての啓発及び支援
③ 学校における性に関する指導の充実 ④ 性に関する学習機会の充実

- ① 相談体制の充実 ② 健康づくりのための知識の普及啓発 ③ 食育の推進 ④ 健康診査受診の推進 ⑤ 「こころの健康づくり」の推進

- ① HIV／エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発 ② 薬物乱用防止教育の充実

- ① 地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発 ② 苦情や相談を通じた市政の見直し

- ① 防災やまちづくりの分野などにおける女性の参画の拡大 ② ロールモデルの情報の提供 ③ 子どもの頃から理工系分野への興味の拡大

- ① 男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用 ② 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
③ 市民意識・実態調査の定期的な実施 ④ 男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供

- ① 世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発

- ① 外国人のための相談、情報提供の充実 ② 国際理解・交流活動の推進 ③ 外国人の意見が反映される市政運営

- ① 審議会や実行委員会への市民の参画の推進 ② 男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）への参画の促進
③ 多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進

- ① 地域活動への参加促進のための学習機会等の充実と支援 ② 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ① 市民協働の活動拠点としての場と情報の提供

- ① 企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発 ② 企業等における働き方改革の促進 ③ 市職員の働き方改革
④ 女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

- ① 保育等サービスの充実 ② 放課後児童対策の充実 ③ 地域の子育て支援体制の充実 ④ 子育てに関する相談支援体制の充実
⑤ 育児休業等の制度の定着促進 ⑥ マタハラ等ハラスメントの防止に向けた取組の促進

- ① 介護に関する相談体制の充実 ② 介護休業等の制度の定着促進 ③ 地域の介護支援体制の充実

- ① 男性の家事や子育てへの参加の支援・促進 ② 男性の介護への参加の支援 ③ 男性のための相談体制の整備

- ① 女性のキャリア形成への支援 ② 女性の再就職への支援 ③ 女性の創業への支援

- ① 企業等における女性活躍促進に向けた啓発 ② 企業等の優れた取組の情報発信及び顕彰の充実
③ 企業や関係機関、団体等の連携の強化

- ① 男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知
② 農林漁業従事者、関係機関、団体等への意識啓発

- ① 市の審議会等における女性委員参画状況の定期的な把握と目標の達成 ② 女性の市職員の管理職への登用

- ① 企業や各種団体等における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ
② 方針決定過程への女性の参画の促進

- ① 農林水産業における女性の参画目標の策定と早期達成 ② 女性の能力開発と適正な評価 ③ 農業委員会等への女性の登用の促進

4 数値目標及び成果指標一覧

第4次さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、望ましい方向を示しています。（平成29年度に現状値の抽出を行います。）

施策の実施状況、数値目標及び成果指標を使って、公開を前提とした評価を平成30年度から毎年行います。

数値目標一覧

重点目標	数値目標	目標値	
		H28現状値	H33目標値
1 個人としての尊厳の尊重 と性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小 % 中 %	100%
	保育園・幼稚園・認定こども園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合	%	100%
	「さんかくカレッジ」講座内容の情報発信回数	回	毎年15回以上
	市の実施する性別に関わるハラスメント研修・出前講座の受講者数	人	毎年700人以上
2 配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援の推進 (DV対策基本計画)	市の実施するDV・デートDV防止啓発講座等の受講者数	人	毎年500人以上
3 性と生殖の健康と権利の 確保及び生涯を通じた 健康支援	市の実施するエイズ・性感染症・性教育に関する出前講座開催数	回	毎年80回以上
4 固定的な性別役割分担の解消	市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数*	人	毎年6,000人以上
5 国際的な取組についての 理解及び協調、連携	市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	人	毎年300人以上
6 市と市民等とのパートナ ーシップによる協働	「さんかくウイーク」への参加者数	人	毎年3,000人以上
	「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	%	50%
7 仕事と生活の調和の推進	保育所等の待機児童数	人	0人
	市の実施する男性管理職向けセミナーの受講者数	人	毎年100人以上
	放課後児童クラブの入所希望に対する入所児童の割合	%	100%
8 働く場における女性の 活躍推進	市の実施する企業における女性活躍推進の啓発講座等の受講者数	人	毎年300人以上
	市の実施する再就職支援講座受講者のうち就職に向けて活動した人の割合	%	80%
9 政策・方針の決定過程への 男女共同参画の促進	市の審議会委員の割合	%	男女いずれの委員も 40%以上
	市職員の女性管理職の割合*	%	15%

*啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

*市職員の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長担当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

重点目標	成果指標	定義	方向性
1 個人としての尊厳の尊重 と性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる 児童・生徒の割合	↗
	「男女共同参画社会」という言葉 の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っ ている人の割合	↗
	子どものインターネット使用にお けるフィルタリング普及率	18歳未満の子どものインターネット使用にお いて、有害情報のフィルタリングを利用してい る又は利用したいと考える人の割合	↗
	職場における性別に関わるハラス メントへの対応度	職場でセクハラなど性別に関わるハラスメン トが発生した場合の相談体制や対応マニュアルが ある事業者の割合	↗
2 配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援の推進 (DV対策基本計画)	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関(市男女共 同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズ センター)を知っている人の割合	↗
	DV・デートDVに対する認識度	配偶者・パートナーや交際相手からの身体的暴 力、精神的暴力等の行為は、重大な人権侵害行 為であると認識する人の割合	↗
3 性と生殖の健康と権利の 確保及び生涯を通じた 健康支援	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持 つ中学生の割合	↗
	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	↗
	「LGBT」という言葉の認知度	「LGBT」という言葉の意味を知っている人 の割合	↗
4 固定的な性別役割分担の 解消	固定的な性別役割分担意識の解消 度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的 な人の割合	↗
	男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合	↗
	事業者における固定的な性別役割 分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶 を出す事業者の割合	↗
5 国際的な取組についての 理解及び協調、連携	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている 人の割合	↗
	岡山市に住み続けたい外国人の割 合	これからも岡山市に住み続けたいと思う外国 人の割合	↗
6 市と市民等とのパートナ ーシップによる協働	「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことが ある、または「さんかくウイーク」を知ってい る人の割合	↗
	「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合	↗
7 仕事と生活の調和の推進	父親の育児への積極的参加率*	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合	↗
	男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合	↗
	仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人 の割合	↗
8 働く場における女性の 活躍推進	女性管理職を増やす取組を行って いる事業者の割合	女性管理職を増やすために具体的な取組を行っ ている事業者の割合	↗
9 政策・方針の決定過程へ の男女共同参画の促進	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合	↗
	P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女 性の会長の占める割合	↗

*父親の育児への積極的参加率：3歳児検診対象者へのアンケートで数値を把握。

5 推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

- 女性が輝くまちづくり推進本部

市長を本部長として、局長級の職員又はその職員が指名する職員で構成しています。幹部職員に限定すると、現状では男性に偏ってしまうため、部下である女性職員の中からふさわしい者を指名する制度を導入することにより、一方の性に偏ることなく多様な視点を反映させるよう工夫しています。関係部局相互の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整、実施しています。

- 男女共同参画専門委員会

さんかくプランの策定や苦情の処理に関する事項等について審議・調査するほか、審議会の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。

委員の定数は10人以内で、学識経験者等のほか、市民の公募による委員の枠を設けており、市民の意見を岡山市の男女共同参画の施策に反映させています。

- さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者等のほか「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させています。

(2) 計画の進行管理と進捗状況の公表

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女共同参画専門委員会に報告し、意見及び評価を受けてさんかくプランの進行管理を行います。

また、実施状況及びその評価をまとめ、市民に公表します。

第3章 第4次さんかくプランの内容

重点目標

1

個人としての尊厳の尊重と性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず個人としての人権が尊重され、市民が尊厳を持って、安心して生きることのできる環境整備が重要です。

市民意識・実態調査によると、さまざまな男女の地位の平等感について、平等になっていると思う人の割合が5割を超えるのは「学校教育の場」のみであり、「家庭」「地域社会」「職場」においては、依然として男性の方が優遇されていると思う人の割合が5割を超えています。前回調査と比較すると、「家庭」以外のすべての分野で男性の方が優遇されていると思う人の割合が上昇しています。

市民一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つためには、幼少期から人権尊重を基盤にした男女共同参画について理解を深めることが重要であるため、発達段階に応じた男女共同参画についての学習機会の充実を図ります。

それに加えて、性別役割分担に関わる表現や、人権を侵害するような性・暴力表現など、男女共同参画を進めるうえでメディアの影響は大きいことから、表現の自由を尊重したうえで、女性の人権を尊重した表現の推進のために情報教育に取り組みます。

また、セクシュアルハラスメント*1など性別に関わるハラスメントは、個人としての尊厳を尊重し、互いに対等な立場で自らの個性や能力を発揮する男女共同参画社会の実現を阻害するものです。性的な関係の強要や、性的な内容の発言のみならず、性的指向*2（好きになる性）や性自認*3（こころの性）についてのからかいや不利益な扱いもセクシュアルハラスメントに該当します。性のあり方は多様であることを理解し、職場や学校、地域などあらゆる場で、ハラスメント防止を進めます。

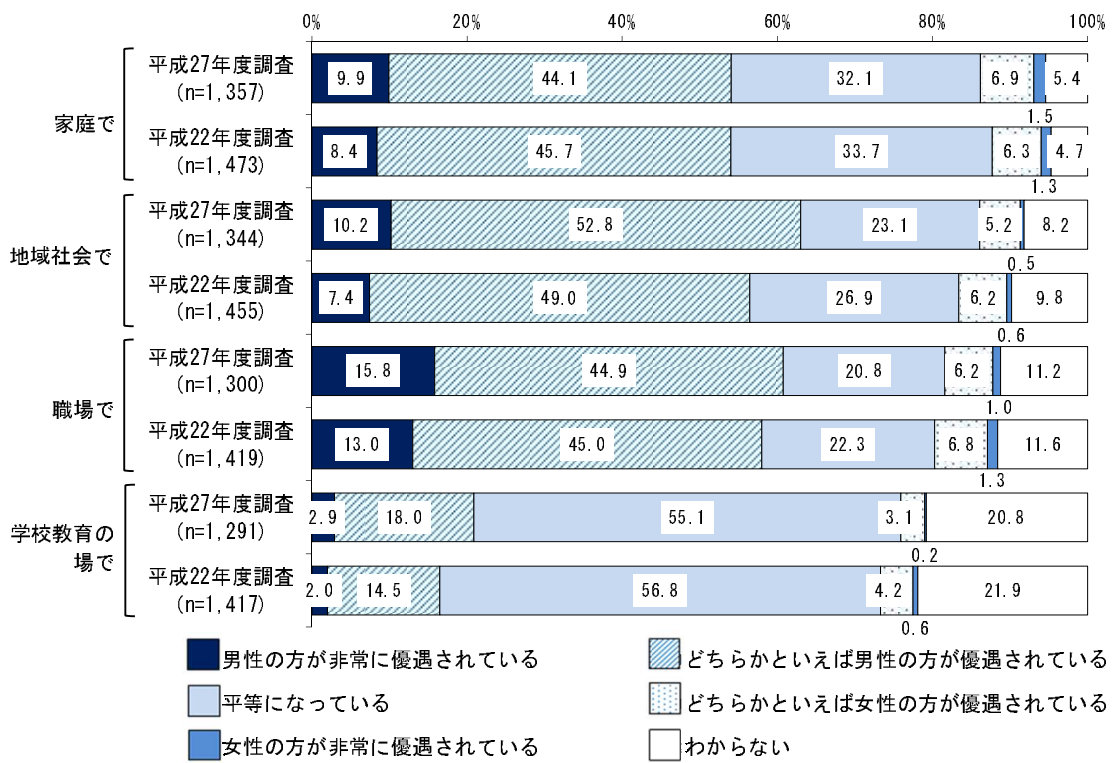
さらに、ひとり親世帯や非正規労働者が増加する中で、貧困など生活上の困難に陥りやすい女性が増えていることから、女性や子どもの貧困対策や、就労や教育への支援など自立に向けた支援に取り組みます。

*1 セクシュアルハラスメント（セクハラ）：相手の意に反して不快な状態に追い込む性的な言葉や行為

*2 性的指向：「恋愛・性愛の対象となる性別」を示す。恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、他人に対して恋愛感情や性的欲求を抱かない無性愛などがある。

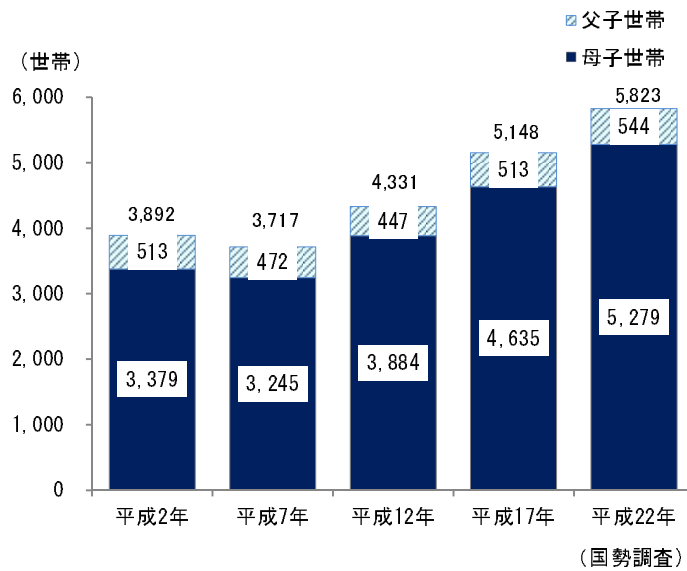
*3 性自認：「自分は男性（または女性）である」といった、自身がどの性別に属するかという感覚や認識のことを指す。性同一性障害とは「からだの性」と「こころの性」が一致しない状態で医療的対応を求める場合の診断名。

【図表 男女の地位の平等について（経年比較）】



(H22年・H27年市民意識・実態調査)

【図表 母子・父子世帯】



数値目標（行政が事業を行う上で目標とする数値）

数値目標	H28現状値	H33目標値
小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小 %	100%
	中 %	100%
保育園・幼稚園・認定こども園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合	%	100%
「さんかくカレッジ」講座内容の情報発信回数		毎年 15回以上
市の実施する性別に関わるハラスメント研修・出前講座の受講者数	人	毎年 700人以上

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合
子どものインターネット使用におけるフィルタリング普及率	18歳未満の子どものインターネット使用において、有害情報のフィルタリングを利用している又は利用したいと考える人の割合
職場における性別に関わるハラスメントへの対応度	職場でセクハラなど性別に関わるハラスメントが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

施策の方向性と具体的施策

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的施策① 幼児期からの男女共同参画の視点を入れた学習の推進

施策の内容	主な事業	担当課
保育園・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした男女共同参画の視点を入れたリーフレットの活用や、小中学校における「男女平等教育指導の手引」*の活用など、子どもの発達段階に応じて、男女共同参画の視点を入れた学習を進めます。	男女共同参画の視点を入れた保育園・幼稚園・認定こども園の教職員用リーフレットの活用	指導課 保育・幼児教育課
	「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施	指導課
	男女平等意識・男女平等教育に関する調査の実施	指導課
	男女共同参画をテーマに含む視聴覚教材の購入・貸出	指導課

* 男女平等教育指導の手引: 人権尊重を基盤とした男女平等教育を児童生徒の心身の発達段階に応じて総合的に実施するために作成した手引。男女にかかわらず自他の生命を尊重することを考えたり、各人の個性や適正に応じた進路選択について考えるなどの授業の実践例を掲載している。

具体的施策② 教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進

施策の内容	主な事業	担当課
教職員・市職員を対象に男女共同参画を主なテーマとした研修を行い、教育現場や市の施策に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。	男女共同参画にかかわるテーマを設定した教職員研修の実施	教育研究研修センター
	男女共同参画をテーマとした校内外人権教育研修の実施	指導課
	市職員への男女共同参画をテーマとした研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課・人事課

具体的施策③ 男女共同参画を推進する人材の養成と活用

施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画大学「さんかくカレッジ」を通じて男女共同参画の視点を持った人材を養成し、「さんかくカレッジ」受講者による学習内容の情報発信を促進します。また、講師として活躍できる人材の情報を提供します。	男女共同参画大学（さんかくカレッジ）の開講	女性が輝くまちづくり推進課
	男女共同参画に関する講師登用の推進	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策④ 家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供

施策の内容	主な事業	担当課
公民館等で男女共同参画をテーマとする講座を行うことなどにより、男女共同参画社会について周知するとともに、理解を深める場を市民に提供します。	男女共同参画をテーマとした公民館講座の開催	公民館
	男女共同参画をテーマに含む人権講座への講師の派遣	指導課
	男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れた家庭教育セミナー等の開催	地域子育て支援課
	男女共同参画に関する学習会への講師の派遣	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策⑤ 男女共同参画に関する法令や条例の趣旨の周知

施策の内容	主な事業	担当課
「男女共同参画社会基本法」や「さんかく条例」をはじめ、男女共同参画に関する法令や条例等について、理解しやすい形での広報に努めます。	パンフレット・広報紙、各種講座を通じた法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課

(2) 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり

具体的施策① 情報教育の推進

施策の内容	主な事業	担当課
学校教育や社会教育を通じて、児童・生徒、保護者をはじめ多くの人が情報を主体的に収集、判断等ができる能力の育成に努めます。児童・生徒の情報モラルを高める授業実践に向けて、教員の指導力の向上を図ります。	メディア・リテラシー*講座の開催	公民館・女性が輝くまちづくり推進課
	メディア・リテラシー教育を含む情報教育研修の実施	教育研究研修センター
	人権研修での情報教育の実施	人権推進課

* メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

具体的施策② 社会環境浄化のための活動の推進

施策の内容	主な事業	担当課
青少年の健全育成に関する情報の提供や地域の社会環境の把握、県指定の有害図書等の排除など環境浄化に努めます。	岡山市青少年育成協議会と連携した環境浄化	地域子育て支援課

(3) 性別に関わるハラスメントの防止及び困難を抱える人への支援

具体的施策① 性別に関わるハラスメントの防止に向けた取組の促進

施策の内容	主な事業	担当課
職場や教育の場、地域におけるセクハラ等ハラスメントの防止対策を推進するため、事業者や市民に対する啓発に努めるとともに、市役所や教育の場におけるハラスメント防止対策を進めます。	事業者への性別に関わるハラスメント研修出前講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課
	市職員に対する性別に関わるハラスメント相談の実施	給与課
	市の管理職用の性別に関わるハラスメント防止マニュアルの活用	人事課
	校舎長会等での指導や教職員用の性別に関わるハラスメント防止啓発資料の活用	学事課・指導課
	市民への性別に関わるハラスメント防止に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課

具体的施策② ひとり親家庭の自立への支援

施策の内容	主な事業	担当課
生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭に対し、家庭の実情に応じて、経済的支援や就労支援、生活支援施設の運営など、きめ細かな支援を行います。 また、支援を必要とする家庭の早期発見を図るとともに、ひとり親家庭に対する相談窓口の充実を努めます。	ひとり親家庭等医療費の助成	医療助成課
	「岡山市寄り添いサポートセンター」における相談及び就労支援や生活の安定に向けた支援	生活保護・自立支援課
	母子及び父子家庭の父母が就職する際に資格取得のための養成機関に通う場合の給付金交付	こども福祉課
	母子及び父子家庭等の保護者に対し、就職相談、就職支援講習会の実施、就職情報の提供等の実施	こども福祉課
	父親または母親がいない児童等を養育している場合の児童扶養手当の支給	こども福祉課
	母子生活支援施設（仁愛館）の運営	こども福祉課

具体的施策③ 女性や子どもの貧困対策の推進

施策の内容	主な事業	担当課
<p>貧困に苦しむ女性や子どもに対し、就労や生活、経済面などの支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るためにも、子どもに対する教育の支援に取り組みます。</p>	生活保護受給世帯等の中学生に対する学習支援	生活保護・自立支援課
	「岡山市寄り添いサポートセンター」における相談及び就労支援や生活の安定に向けた支援	生活保護・自立支援課
	就学援助世帯の小学四年生に学童服支給。生活保護世帯の小中学校一年生に購入助成金交付	福祉援護課
	生活保護世帯の児童、生徒に対し、小中学校入学時に祝金支給	福祉援護課
	大学、高等専門学校、高等学校、専修学校へ就学する場合の奨学金貸付	こども福祉課
	家庭による児童の養育が困難となった場合に一時的に児童福祉施設等に児童の養育を委託する子育て短期支援（ショートステイ）	こども福祉課
	生活の安定と児童の健やかな成長に資するための児童手当特例給付	こども福祉課

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進（DV対策基本計画）

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカーなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、深刻な社会問題となっています。暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

また、近年、インターネット上の新しいコミュニケーションツール（SNS等）を利用した交際相手からの暴力（デートDV）や性犯罪など暴力は多様化しており、新たな暴力に対する的確に対応していく必要があります。

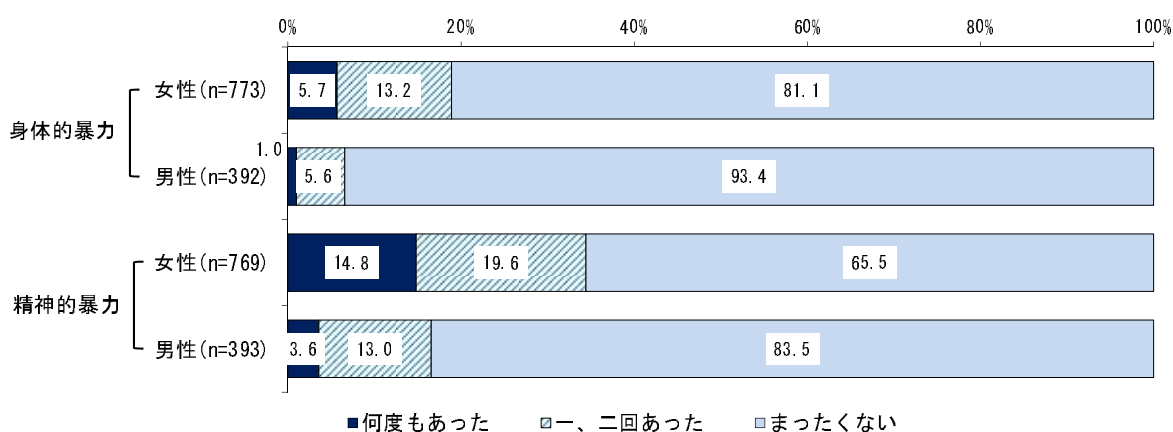
市民意識・実態調査によると、配偶者や交際相手等からの暴力について、女性の約35%、男性の約17%が精神的暴力を、女性の約19%、男性の約7%が身体的暴力を受けた経験があると回答しています。男性の被害者もいますが、相談機関への相談件数や暴行・傷害などの被害者の多くは女性が占めています。経済的な問題や「子どものために」と我慢したり、暴力への恐怖心からどこにも相談しないケースや、殴る、蹴るなどの身体的暴力以外の暴力をDVと認識していない人も多いなど、DVの被害は潜在化する傾向があります。

配偶者や交際相手等から暴力を受けた際の相談先について、「相談しなかった（しない）」との回答が約2割あり、効果的な防止策として「被害者がDVやデートDVの被害について早期に相談できるよう、相談窓口の周知を行う」との回答が上位となっているなど、相談機関の周知や相談しやすい体制の整備が必要です。また、DVを家庭内の個人的な問題ではなく人権に関わる社会全体の問題としてとらえ、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力を許さないという意識を醸成するとともに、特に若い世代に対する交際相手からの暴力（デートDV）等に関する予防啓発が重要です。

このため、暴力を生まないための予防教育を含めた市民への啓発や学校における人権教育を推進するとともに、若い世代を対象とした啓発に取り組みます。

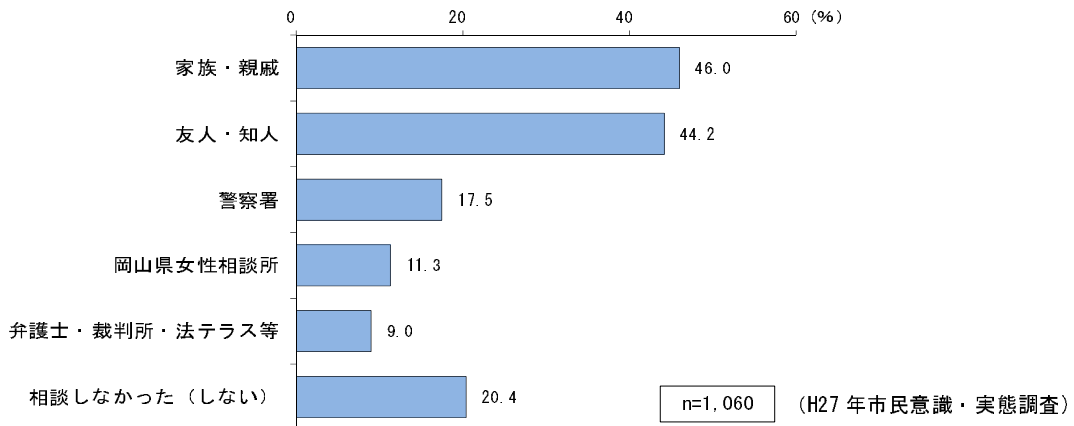
また、配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、DV被害者の保護や自立に向けた支援を推進します。

【図表 DV・デートDVの経験の有無】

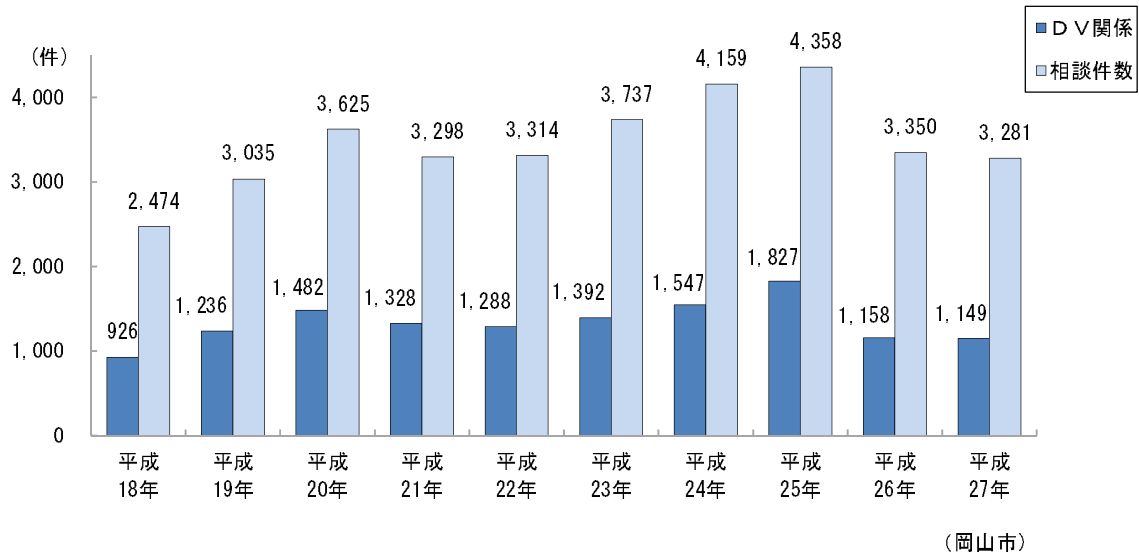


(H27年市民意識・実態調査)

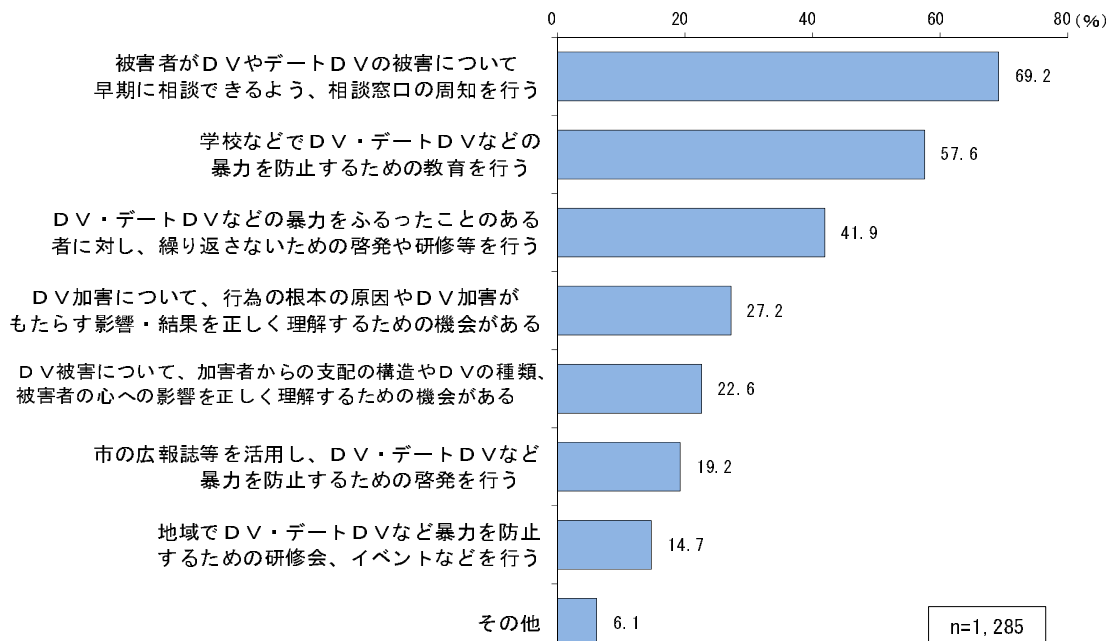
【図表 DV・デートDVを受けた際の相談先（上位6項目）】



【図表 男女共同参画相談支援センターにおける相談件数】



【図表 DV・デートDVの防止策について】



数値目標（行政が事業を行う上で目標とする数値）

数値目標	H28現状値	H33目標値
市の実施するDV・デートDV防止啓発講座等の受講者数	人	毎年 500人以上

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所 ^{*1} ・ウィズセンター ^{*2} ）を知っている人の割合
DV・デートDVに対する認識度	配偶者・パートナーや交際相手からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

*1 女性相談所：要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生など婦人保護事業を実施する岡山県の機関。配偶者暴力相談支援センターの機能を有する。

*2 ウィズセンター：男女共同参画を推進する岡山県の男女共同参画推進センター。配偶者暴力相談支援センターの機能を有する。

施策の方向性と具体的施策

（1）暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

具体的施策① 市民へのDV防止啓発の推進

施策の内容	主な事業	担当課
DV・デートDV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止したり、早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。	事業者へのDV・デートDV等に関する出前講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課
	市民へのDV・デートDV等に関する講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課・公民館
	DV・デートDV等に関する広報	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課

具体的施策② 学校における男女共同参画や人権教育の推進

施策の内容	主な事業	担当課
「男女平等教育指導の手引」の活用等により、男女がお互いを認め合い人権を尊重する心を育む教育・学習機会の充実を進めます。	「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施	指導課
	中学校・高等学校においてDVやデートDV防止に通じる学習の推進	指導課・女性が輝くまちづくり推進課
	さまざまな人権課題をテーマとした授業や、問題解決に向けた話し合い活動の実施	指導課
	教職員を対象とした男女共同参画の研修の実施	教育研究研修センター
	自分自身を大切にするとともに相手の心身の健康について思いやりをもてるよう性教育の実施	健康づくり課・保健体育課
	私立学校等において教育現場に男女共同参画の理念が反映されるよう啓発	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 再発防止に向けての調査・研究

施策の内容	主な事業	担当課
被害者保護のため、加害者への対応や再発防止に向けた取組、被害者の安全を確保するための支援についての研究を進めます。	DV防止に向けた調査・研究	女性が輝くまちづくり推進課

(2) 被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携

具体的施策① 被害者を早期に発見するための環境づくり

施策の内容	主な事業	担当課
DVの相談機関の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、地域団体などと連携し潜在化しやすい被害の早期発見に努めます。	DV相談窓口を掲載したカード、リーフレット等の作成・配布	女性が輝くまちづくり推進課
	地域で活動している関係団体等への情報提供や研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	保健・医療機関、地域こども相談センター、地域子育て支援センター、こども総合相談所、地域包括支援センター、学校園、保育所等関係機関との連携	女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	DV防止法に基づく通報に対する迅速かつ適切な対応	女性が輝くまちづくり推進課・関係課

具体的施策② 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

施策の内容	主な事業	担当課
<p>相談窓口について広く市民への周知を図るとともに、男女共同参画相談支援センターの相談員や福祉事務所の家庭女性相談員の研修を充実し、その資質と能力の向上を図ります。</p> <p>相談にあたっては、被害者が繰り返し被害の状況を説明することは負担が大きいため、負担軽減に向けた事務手続きの検討や二次的被害の防止に努めます。</p> <p>また、犯罪被害者や家族が、相談を通じて情報提供等を受けられるよう、相談体制を充実します。</p>	男女共同参画相談支援センターでの一般相談及び弁護士や精神科医師等の専門家による特別相談の実施	女性が輝くまちづくり推進課
	各福祉事務所での家庭女性相談員による一般相談の実施	こども福祉課
	犯罪被害者等総合相談窓口での相談の実施	生活安全課
	相談窓口についての市民への周知	女性が輝くまちづくり推進課・こども福祉課
	相談員に対する研修の充実	女性が輝くまちづくり推進課・こども福祉課
	日本語の会話による相談が困難な外国人や障害のある相談者に対して、可能な限り通訳や手話等を介した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課・国際課・障害福祉課
	高齢の相談者に対して、必要に応じて地域包括支援センター等と連携するなど、適切な相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課・高齢者福祉課
	事務手続きにおける被害者の負担軽減に向けた方法の検討	女性が輝くまちづくり推進課
	裁判所等の関係機関に必要に応じて相談員が同行し支援を実施	女性が輝くまちづくり推進課
	相談員の資質向上と負担軽減のため、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパーバイズの実施	女性が輝くまちづくり推進課
被害者への二次的被害の防止等のため、関係窓口職員の研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課	
関係課の効果的な連携のための庁内ネットワーク会議の設置	女性が輝くまちづくり推進課	

具体的施策③ 男性からの相談に対する体制の整備

施策の内容	主な事業	担当課
<p>男性専門の相談を実施している岡山県とも連携しながら、DV被害を含め男性からの相談を受け付け支援します。</p> <p>また、DV加害の男性からの相談について対応する方策を検討するとともに、加害者はアルコールや薬物の問題を併せ持つケースが多いことから、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援に努めます。</p>	男性が相談しやすい窓口等の検討	女性が輝くまちづくり推進課
	アルコールや薬物依存などの専門相談の実施	こころの健康センター

具体的施策④ 関係機関や団体との連携・協力体制の強化

施策の内容	主な事業	担当課
<p>被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、警察や医療機関、学校、地域団体、NPO、庁内の関係課等との連携・協力体制を強化します。</p>	民間のDV被害者支援団体に対するDVシェルター運営の補助金交付	女性が輝くまちづくり推進課
	民間のDV被害者支援団体の活動が継続して実施されるように市民協働による事業のあり方の検討	女性が輝くまちづくり推進課
	DV被害者サポーターの活用	女性が輝くまちづくり推進課
	高齢者・障害者・外国人・犯罪被害者等に関する民間団体との情報交換	女性が輝くまちづくり推進課
	困難なケースなどについて協議する関係者の連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
	女性相談所など関係機関との連携・協力のための連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
	関係課の効果的な連携のための庁内ネットワーク会議の設置	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策⑤ 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

施策の内容	主な事業	担当課
被害者支援にあたっては、発見・保護・支援等の段階でさまざまな関係機関、団体が連携していることから、苦情の原因がどの段階で発生したか等の調査や、関係機関等で相互に連絡を取りながら、必要に応じて支援や対応などの見直しを行います。	二次的被害に配慮しながら適切に対応するとともに、必要に応じた支援や対応などの見直しの検討・実施	女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	さんかく条例20条に基づく申し出があった場合は、男女共同参画専門委員会に諮り、制度や運営の改善	女性が輝くまちづくり推進課

(3) 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

具体的施策① 被害者の保護のための支援

施策の内容	主な事業	担当課
緊急一時保護の実施、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助を行います。	DV被害者緊急一時保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課
	DV防止法に基づく一時保護の受託	こども福祉課
	DV防止法に基づく一時保護になく際に、同伴する子どもを被害者と別に保護する必要がある場合に、関係部署が連携し保護を実施	女性が輝くまちづくり推進課・関係課

具体的施策② 住居確保や司法的な解決に向けた支援

施策の内容	主な事業	担当課
保証人の確保や経済的な面で住居の確保が困難な被害者に対し、市営住宅の弾力的な運用に努める等、被害者の居住の安定を図ります。また、被害者が加害者のもとから避難して新しい生活を始めるために、必要に応じて保護命令や離婚の手続きなどの司法的な解決に向けた支援を行います。	DV被害者の市営住宅の優遇抽選	住宅課
	DV被害者の市営住宅の目的外使用許可	住宅課
	岡山県居住支援協議会との連携等による賃貸住宅の情報提供	住宅課
	法的な解決が必要と認められる相談者に対する弁護士による特別相談の実施	女性が輝くまちづくり推進課
	市民誰もが気軽に相談できる無料法律相談の実施	広報広聴課
	保護命令や離婚調停手続きへの支援及び必要に応じて被害者への同行支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 経済的自立のための支援

施策の内容	主な事業	担当課
<p>就労に関する相談や再就職支援、情報収集への支援や、必要に応じた各種福祉施策の活用など、被害者の経済的な自立に向けた支援を行います。</p> <p>被害者が加害者のもとを離れ新たな生活を始める際に必要な生活用品を提供します。</p> <p>外国人で日本語によるコミュニケーションが困難な場合は、就労や生活に必要な日本語の学習機会の提供を図ります。</p>	就労に関する相談窓口についての情報提供や再就職支援講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・こども福祉課・産業振興・雇用推進課
	子どもを同伴する被害者が安心して就労のための活動ができるように、保育所・認定こども園への入園に配慮	就園管理課
	福祉施策（母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金、資金貸付制度、児童扶養手当、生活保護等）の活用により、被害者が就労の準備に取り組めるよう支援	女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	リユースぶらざで提供している家具・家電製品・自転車等を無償で優先的に提供	女性が輝くまちづくり推進課・リユースぶらざ
	外国人相談者に対する就労や生活に必要な日本語の学習機会の提供	女性が輝くまちづくり推進課・国際課

具体的施策④ 心の回復に向けた支援

施策の内容	主な事業	担当課
<p>心の不調を抱える被害者や、不安定な精神状態にある被害者のために、精神科医師等によるカウンセリングを受ける機会の提供や、安心して情報交換できる場を設けるなど、心の回復に向けた支援を進めます。</p>	専門的な心のケアが必要な相談者に対する精神科医師等による特別相談や、こころの健康センターでの相談の実施	女性が輝くまちづくり推進課・こころの健康センター
	被害者同士が安心して情報交換できる場の設定	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策⑤ 子どもや高齢者に向けた支援

施策の内容	主な事業	担当課
DVの目撃も児童虐待と位置づけられ、DVが子どもに及ぼす影響は大きいことから、それぞれの子どもの状況に応じ、心のケアや安心して生活できる環境づくりを図るとともに、早期発見に向けた関係機関等との連携を進めます。 また、被害者に同伴する家族が高齢者の場合は、地域包括支援センター等と連携しながら支援を行います。	被害者の子どもの就学に適切に対応するとともに、学校園や保育所等と連携し、子どもを取り巻く環境整備や心のケア、学習支援等の実施	女性が輝くまちづくり推進課・指導課・保健体育課・保育・幼児教育課
	こども総合相談所、地域こども相談センター、地域子育て支援センター、スクールカウンセラー等が連携し、必要に応じた相談や支援の実施	こども総合相談所・こども福祉課・地域子育て支援課・保育・幼児教育課・指導課
	学校園や保育所等の教職員に対する、DVの特性や子どもに配慮すべき事項等についての周知	女性が輝くまちづくり推進課・指導課・保健体育課・保育・幼児教育課
	地域の保健活動における子どもの発育や発達に関する相談の実施	健康づくり課
	被害者に同伴する家族が高齢者の場合に、地域包括支援センター等と連携した見守りや情報提供、社会資源の利用の促進	女性が輝くまちづくり推進課・高齢者福祉課

具体的施策⑥ 個人情報の保護

施策の内容	主な事業	担当課
被害者の情報を関係機関等と共有し、被害者に有効な支援を行うために、関係機関等への適切な情報提供と厳重な管理を行います。	相談記録等を始めとする被害者の個人情報の厳重な管理	女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	住民基本台帳の閲覧制限の支援措置の適切な実施	女性が輝くまちづくり推進課・各区市民保険年金課

誰もが性別にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康的で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体の機能の違いや特性を十分に理解し、お互いに尊重することが重要です。

そもそも、性のあり方（セクシュアリティ）は「女」「男」に二分できない多様なバリエーションがあり、外見や考え方が一人ひとり異なるように、セクシュアリティも様々です。多様な性のあり方について理解を深めるとともに、妊娠・出産など人生の各ステージに応じた健康の支援を行うなど、セクシュアリティや本人の意思に沿ったきめ細かな対応が大切です。

市民意識・実態調査によると、女性が子どもを産むことに関して、「知識を持った上でライフプランを選択すべき」「子どもを産むことについて夫婦・カップルで話し合うべき」という意見について「そう思う」人の割合が高くなっています。

女性の社会進出や晩婚化、晩産化が進む中、働きながら妊娠・出産する女性や不妊に悩む人が増えており、加齢が妊娠しやすさに与える影響や不妊に関する知識を持ったうえでライフプランを考える必要性が高まっています。

また、妊娠や出産などの生殖や性に関して本人の意思が尊重されること、心身ともに健康であることは、性別にかかわらず自分らしく充実した人生を送るうえでとても重要です。

これらのことから、生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組に加えて、子どもの数や出産する時期、子どもを産むかどうかなど、性と生殖について自己決定を行い、生涯にわたる健康を享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*¹）や性の多様性について啓発を図るとともに、妊孕性（年齢と妊娠のしやすさ）に関する理解を促進します。

また、若い世代をはじめとして、市民が健康を脅かすさまざまな問題について正しい理解のもとに適切な行動がとれるよう、HIV/エイズ*²や性感染症・薬物乱用防止教育を推進します。

*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）：自分たちの子どもの数や出産する時期などについて自己決定を行い、生涯を通じて健康を享受する権利をいう。男女がともに持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な権利とされている。

*2 HIV/エイズ：HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気で、感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊され、身体の抵抗力が低下し、さまざまな感染症を起こしやすくなる。

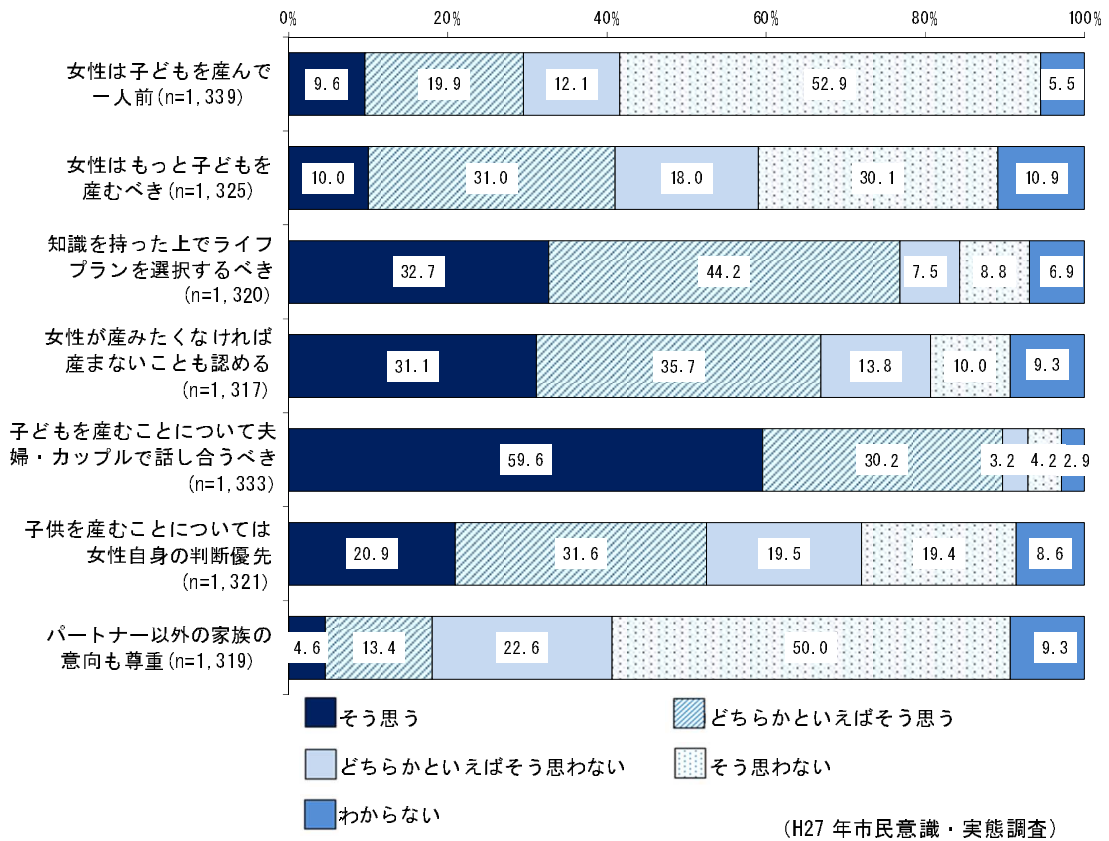
妊孕性^{にんようせい}について

妊孕性^{にんようせい}とは、「妊娠する力」や「妊娠のしやすさ」のことをいいます。女性は30歳頃から徐々に妊娠する力が下がり始め、一般に、40歳を過ぎると妊娠は難しくなります。

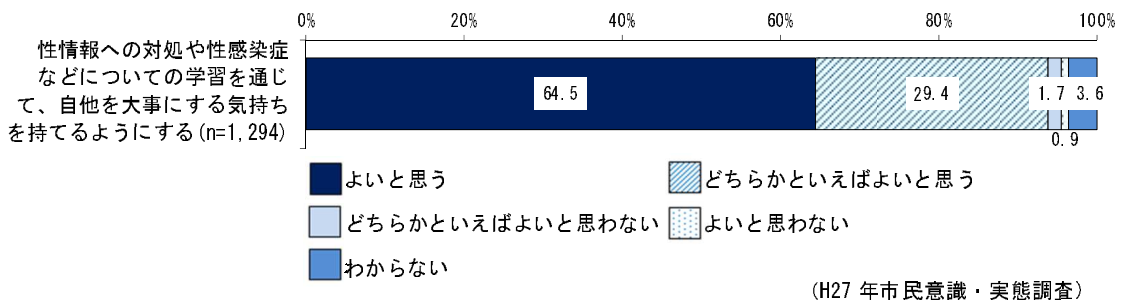
また、男性の年齢も妊娠率の低下に関係しているというデータがあります。

晩婚化が進む中、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人が増加しています。妊娠する力は年齢だけでなく男女ともに睡眠や食事、運動などの生活習慣や、ストレス、喫煙なども深く関係します。仕事や結婚、子どもをつくる、つくらないなど、人生にはいろいろな選択肢があり、正しい情報に基づき自身の意思をもってライフプランを考えることが大切です。

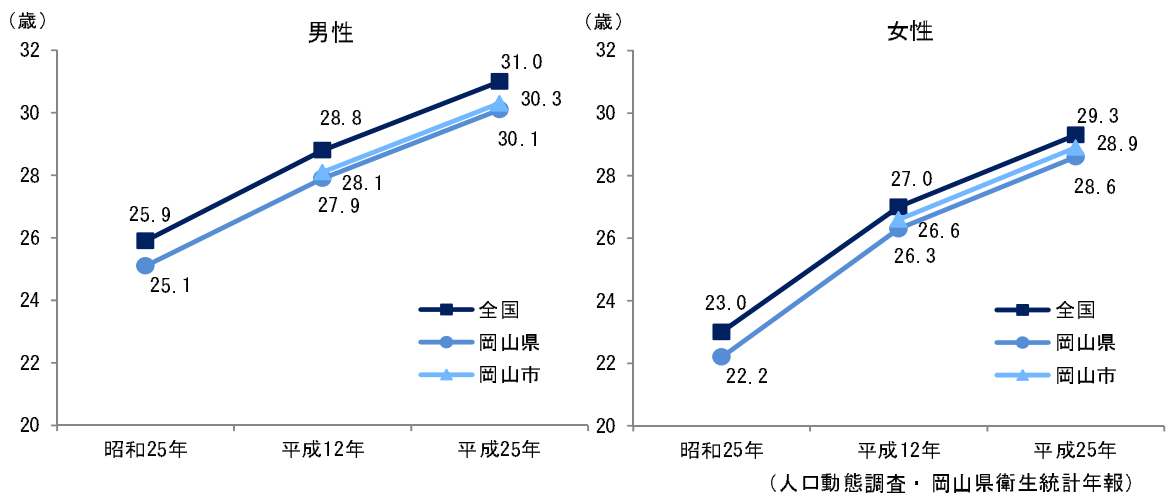
【図表 女性が子どもを産むことに関して】



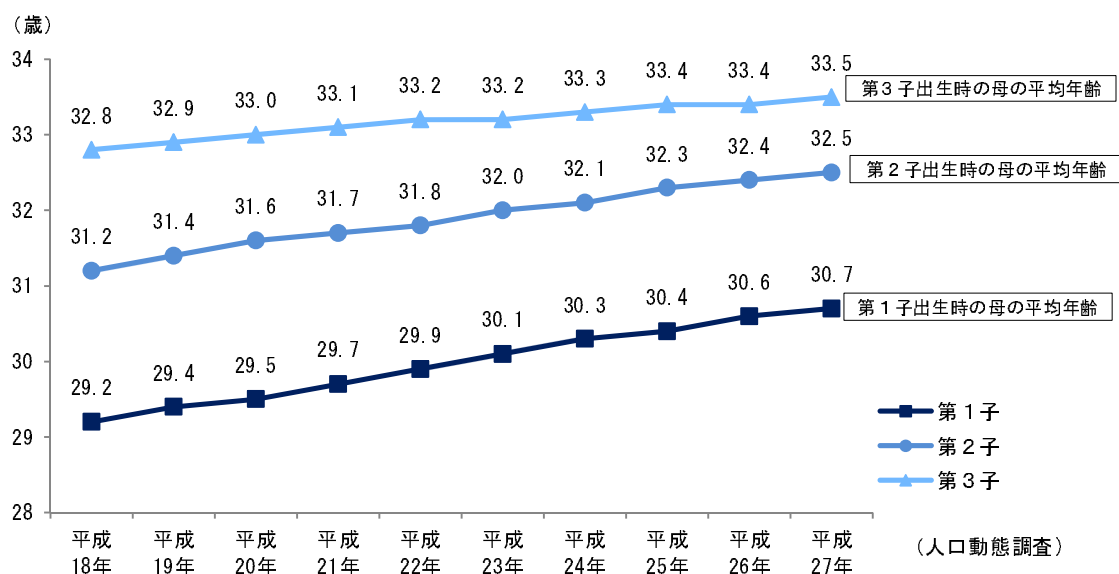
【図表 学校における性教育について】



【図表 平均初婚年齢】



【図表 母親の平均出生時年齢の年次推移】



数値目標 (行政が事業を行う上で目標とする数値)

数値目標	H28現状値	H33目標値
市の実施するエイズ・性感染症・性教育に関する出前講座開催数	回	80回以上

成果指標 (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義
中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合
健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合
「LGBT」という言葉の認知度	「LGBT」という言葉の意味を知っている人の割合

「LGBT」について

「LGBT」とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性“からだの性”と自認する性“こころの性”が異なる人）の頭文字をとった総称です。からだの性とこころの性が一致しており、異性を好きになるタイプにあてはまらない、いわゆるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）を表す言葉として使われています。

実際は性分化疾患（からだの性が男女に判別しづらい状態）やクエスチョニング（性的指向や性自認が未定）、Xジェンダー（性自認が特定できない）なども含め、セクシュアル・マイノリティは多様であり、2015年に実施された民間のインターネット調査によると日本人の7.6%、つまり13人に1人がセクシュアル・マイノリティと推計されます。

施策の方向性と具体的施策

(1) 性と生殖の健康と権利に関する理解の促進

具体的施策① 性の多様性についての理解促進

施策の内容	主な事業	担当課
学校や家庭、地域などあらゆる場において多様な性のあり方についての理解の促進を図るとともに、日常生活において生きづらさを抱えるLGBTなど当事者への支援に努めます。	性の多様性について理解を促進する講座や研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課
	市の職員の理解促進に向けた研修の実施及び啓発資料の活用	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課
	民間のLGBT支援団体との協働による啓発や支援の推進	女性が輝くまちづくり推進課
	教職員を対象とした性の多様性についての研修の実施	指導課

具体的施策② 女性の健康問題や妊孕性^{にんようせい}についての啓発及び支援

施策の内容	主な事業	担当課
子どもを産む性としての女性の身体 ^{にんようせい} の特性を踏まえ、妊孕性 ^{にんようせい} （年齢と妊娠のしやすさ）や生涯にわたる女性の健康問題について啓発や支援を進めます。	性と生殖の健康と権利に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・公民館
	「20歳のパスポート（手帳）」を活用した妊孕性 ^{にんようせい} についての周知	健康づくり課
	未来のパパ&ママを育てる出前講座（県事業）への協力	健康づくり課
	不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施	健康づくり課

具体的施策③ 学校における性に関する指導の充実

施策の内容	主な事業	担当課
性と生殖に関して健康であることの重要性を理解し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持てるよう、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	「いのちを育む授業」の実施	保健体育課・健康づくり課
	教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施	保健体育課・保健課
	児童・生徒を対象とした性に関する相談の実施	保健体育課

具体的施策④ 性に関する学習機会の充実

施策の内容	主な事業	担当課
エイズや性感染症についての正しい知識を普及し、性について見つめ直すことのできる機会の充実を図ります。 また、性の多様性について理解を深められるよう、取組を進めます。	エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施	保健課・保健体育課
	性について考える講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・公民館

(2) 生涯を通じた健康づくりに対する支援

具体的施策① 相談体制の充実

施策の内容	主な事業	担当課
思春期特有の健康問題に関する相談に応じ、健康の保持増進と性意識の健全育成を図ります。 健康問題について、女性が気軽に相談できるような体制の整備や雰囲気づくりに努めます。	思春期電話相談の実施	健康づくり課
	女性が相談しやすい環境づくりの調査・研究	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 健康づくりのための知識の普及啓発

施策の内容	主な事業	担当課
男女がともに生涯を通じて健康に過ごすために、健康問題について理解を促進するとともに、運動する習慣が身に付くよう普及啓発を図ります。	健康教育の実施	健康づくり課
	健康市民おかやま21の推進	健康づくり課

具体的施策③ 食育の推進

施策の内容	主な事業	担当課
望ましい食習慣や知識が習得できるよう講座の開催や広報を行い、啓発に取り組みます。	食育に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・公民館・健康づくり課
	教育の場における食育の推進	保健体育課
	食育推進計画の普及	保健管理課・関係課

具体的施策④ 健康診査受診の推進

施策の内容	主な事業	担当課
予防接種や各種の健康診査が受診しやすくなるよう、情報提供や啓発に努めます。 また、乳がん等について対象者へ無料クーポン券を発行し、受診率向上を図ります。	各種健康診査の情報提供	健康づくり課
	子宮頸がん予防ワクチン接種の実施	保健課
	がん検診の無料クーポン券発行	健康づくり課

具体的施策⑤ 「こころの健康づくり」の推進

施策の内容	主な事業	担当課
心の悩みを気軽に相談できる体制を整備するとともに、「こころの健康づくり」について情報提供を行います。	ストレス・うつ病についての知識の普及啓発	健康づくり課
	こころの健康に関する相談体制の充実	健康づくり課・こころの健康センター

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策① HIV／エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発

施策の内容	主な事業	担当課
学校教育・社会教育・出前講座を通じて、エイズや性感染症について正しい理解を促し、予防に関する知識の普及を図ります。	エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施	保健課・保健体育課
	「世界エイズデーin岡山」の開催	保健課
	エイズ・性感染症ホットラインの実施	保健課
	HIV性感染症検査	保健課

具体的施策② 薬物乱用防止教育の充実

施策の内容	主な事業	担当課
教職員を対象とした薬物乱用防止研修会の情報提供や市民への薬物乱用防止啓発事業の実施等により、薬物乱用防止についての理解を深め、教育の充実を図ります。	薬物乱用防止研修の情報提供	保健体育課
	覚醒剤等薬物乱用の防止啓発	保健管理課

固定的な性別役割分担の解消

固定的な性別役割分担意識は、個人の自由な生き方や能力を発揮する機会を制限することにつながるおそれもあり、男女共同参画社会を実現するうえで大きな課題となっています。

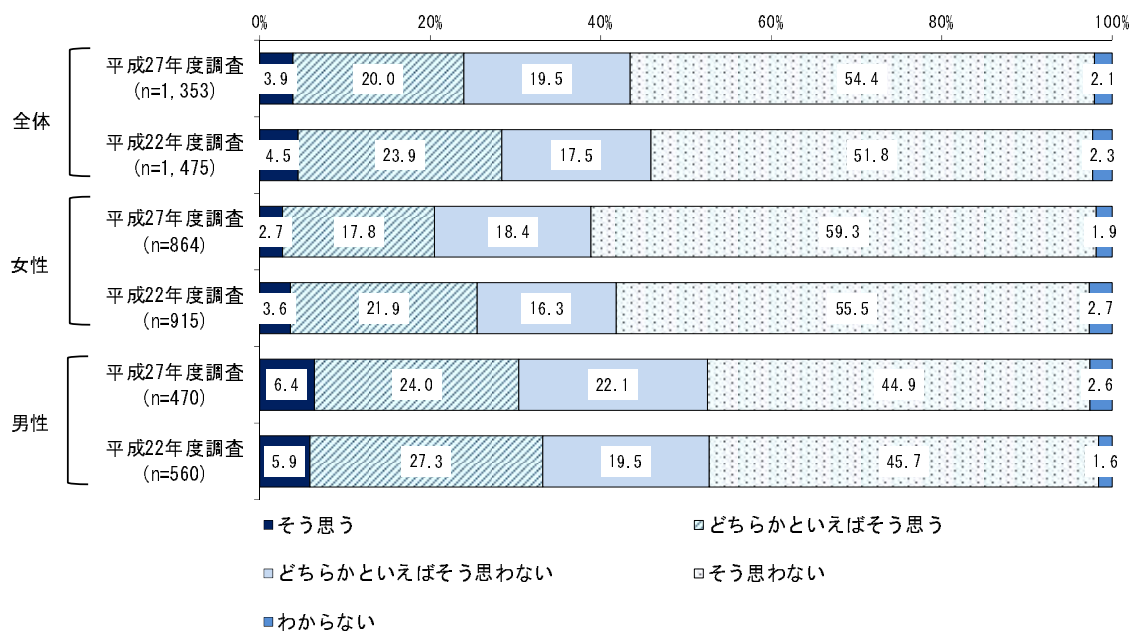
市民意識・実態調査によると、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」という考え方については、肯定的な回答をした人の割合は低下しつつありますが、平成27年度の調査では2割を超え、女性に比べて男性が高くなっています。家庭生活における家事や育児等の役割分担については、多くを女性が担っており、女性の負担が大きい結果となっています。

分野別に見ると、PTAや町内会などの地域活動においては、女性が活動の多くを担う一方で、会長等の役職は男性が占めるなど、性別によって役割が固定化される傾向があります。また、教育・研究分野では、研究者に占める女性の割合は低く、特に理工系分野は女性の参画が少ない状況ですが、その一方で保育士や看護師など男性の占める割合が低い分野もあります。社会の多様なニーズに対応するためにも、固定的な性別役割分担意識を解消し、さまざまな分野で、性別や慣習にとらわれることなく能力を発揮できる環境づくりを進めることが大切です。

このため、子どもから高齢者まで幅広い層を対象に、親しみやすく、わかりやすい、効果的な啓発を進めるとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための情報提供の充実を図ります。

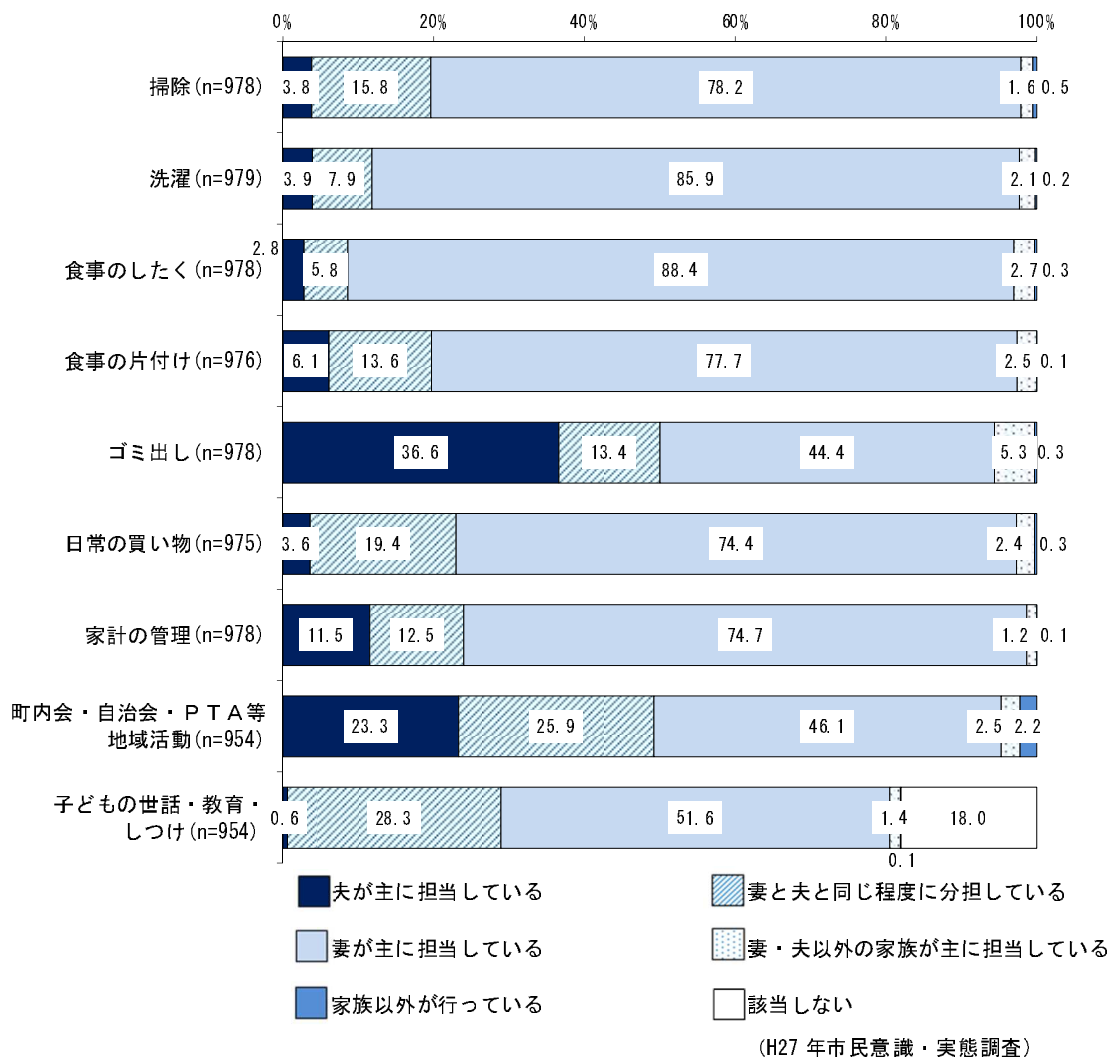
また、近年発生した大規模な自然災害における、女性をはじめとする多様なニーズ等に配慮した対応についての課題を踏まえ、男女共同参画の視点を反映した防災対策を進めます。

【図表 男性は外で働くもの、女性は家庭を守るものという考えについて】



(H22・H27年市民意識・実態調査)

【図表 家庭生活について】



数値目標 (行政が事業を行う上で目標とする数値)

数値目標	H28現状値	H33目標値
市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数	人	毎年 6,000人以上

成果指標 (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義
固定的な性別役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合
男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合
事業者における固定的な性別役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合

施策の方向性と具体的施策

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策① 地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発

施策の内容	主な事業	担当課
さんかく岡山や公民館等での講座に加え、各種地域団体・事業者と連携するなどし、固定的な性別役割分担意識の解消について市民の理解を深めていきます。	固定的な性別役割分担意識を見直すための講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・公民館
	事業者への男女共同参画出前講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課
	男女共同参画情報誌「DUO」の発行	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 苦情や相談を通じた市政の見直し

施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民から苦情の申し出があったときは、男女共同参画専門委員会に諮って、制度や運営の改善に努めます。 男女共同参画相談支援センターや福祉事務所の相談事例の中に潜在している市民ニーズを、男女共同参画専門委員会への諮問・答申を経て把握し、市の制度や運営の改善に反映させるよう努めます。	男女共同参画専門委員会への諮問・答申と市の制度や運営の改善	女性が輝くまちづくり推進課・関係各課

(2) 女性の参画の少ない分野における対策の推進

具体的施策① 防災やまちづくりの分野などにおける女性の参画の拡大

施策の内容	主な事業	担当課
防災やまちづくりの分野などでの固定的な性別役割分担意識を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、女性消防団員の増加を図るなど、女性の参画を進めます。	地域防災における女性の参画拡大	危機管理室
	男女双方の視点に立った地域防犯の推進	生活安全課
	女性消防団員増加の推進	消防企画総務課

具体的施策② ロールモデルの情報の提供

施策の内容	主な事業	担当課
ロールモデル（手本となる人材）の活躍事例の情報提供を行い、女性の参画を進めます。	ロールモデルによる講演会等の開催や活躍事例の紹介	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 子どもの頃からの理工系分野への興味の拡大

施策の内容	主な事業	担当課
女性の参画が少ない理工系分野に関する興味の拡大に努めます。	理工系分野に興味の持てる講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課・公民館

（3）男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進

具体的施策① 男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用

施策の内容	主な事業	担当課
市職員に広報ガイドラインを周知し、男女共同参画の視点に立った広報や刊行物の作成に努めます。	広報ガイドラインの周知・活用	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課・広報広聴課

具体的施策② 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

施策の内容	主な事業	担当課
広報紙などの紙媒体や、ラジオ、テレビ、インターネットなど音声・映像媒体の活用、男女共同参画に関するCMの作成・放映等により、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。	市広報紙での男女共同参画に関する情報提供	女性が輝くまちづくり推進課・広報広聴課
	男女共同参画情報誌「DUO」の発行（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
	男女共同参画に関する市政テレビ・ラジオ番組の放送	女性が輝くまちづくり推進課・広報広聴課
	男女共同参画に関するCMの作成	女性が輝くまちづくり推進課
	男女共同参画に関するホームページの充実	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 市民意識・実態調査の定期的な実施

施策の内容	主な事業	担当課
定期的に市民意識・実態調査を行い、男女共同参画社会の形成状況と市民ニーズの把握に努め、さなかプランや施策の策定の基礎資料とします。	男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策④ 男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供

施策の内容	主な事業	担当課
<p>男女共同参画社会の形成状況を把握できる統計情報の収集、整備を行います。</p> <p>データの収集、公表にあたっては、男女共同参画に関する状況がわかりやすく伝わるよう整理し、情報提供します。</p>	<p>男女共同参画に関する行政評価の実施・公表</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p>
	<p>市民との協働による男女共同参画に関する情報収集やデータの活用、啓発</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p>

男女共同参画社会の取組は、国際社会における動きと連動しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。国においては、男女共同参画を最重要課題の一つとして位置付け、国際的な評価を得られる社会を目指して、さまざまな施策を進めていますが、世界各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数*1では、日本は144か国中111位（2016年）であり、一層の取組が必要な状況です。

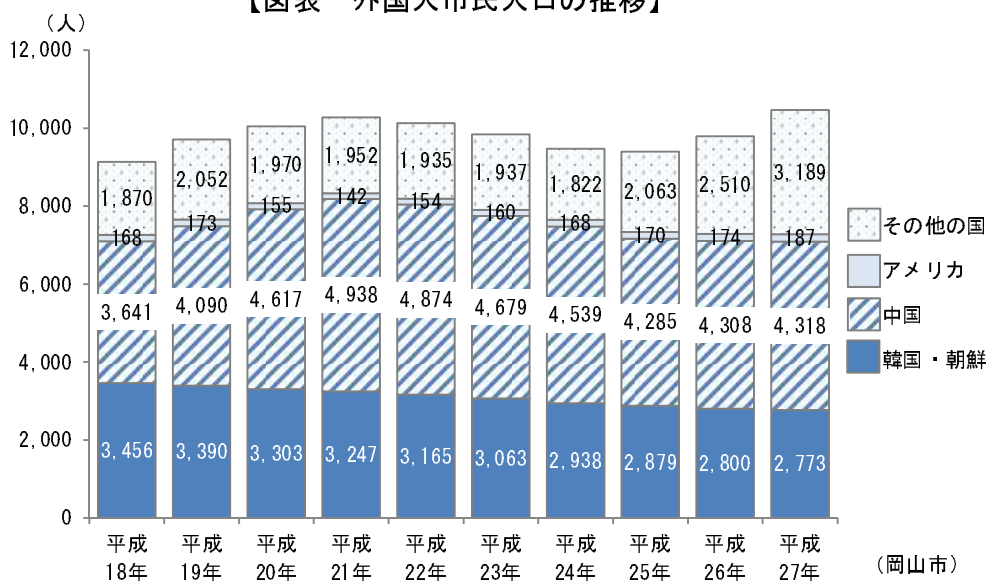
これらのことから、世界の動きに目を向け、国際的な取組を理解することは、地域における男女共同参画を推進するうえでも重要であるため、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に関する動きや、外国における優れた制度や取組についての学習機会の充実を図るとともに、国が実施する国際的な男女共同参画施策の情報収集・提供を行います。

また、国際的な経済の結びつきの強まり等により、人や物、情報の流れはグローバル化し、本市に暮らす外国人市民が1万人を超えている中で、国籍や民族などの異なる市民が地域社会の一員として、言語や文化等の違いを理解し合い、お互いを認め、尊重することは、性別や国籍などにかかわらず、多様な意見が生かされる社会の実現に向けて重要です。

本市に暮らす外国人の多様な意見が反映される市政運営を進めるとともに、地域社会への参画を促進するよう、外国人市民会議の開催や、国際理解を深め地域における交流を進める機会の充実を図ります。

*1 ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラムが、経済・教育・政治・健康の4つの分野について各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたものの。日本は特に、経済と政治の分野で男女格差があるという結果となっている。

【図表 外国人市民人口の推移】



数値目標（行政が事業を行う上で目標とする数値）

数値目標	H28現状値	H33目標値
市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	人	毎年 300人以上

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
「ジェンダー*」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合
岡山市に住み続けたい外国人の割合	これからも岡山市に住み続けたいと思う外国人の割合

*ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

施策の方向性と具体的施策

（１）男女共同参画に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進

具体的施策① 世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発

施策の内容	主な事業	担当課
国際社会における男女共同参画の取組や世界の女性を取り巻く環境について情報提供を行うとともに、国際規範・基準の浸透を図ります。	国際社会における男女共同参画の現状・取組を紹介する研修・講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	国際交流ふれあい講演会の開催	国際課

(2) 岡山市に暮らす外国人の地域社会への参画促進

具体的施策① 外国人のための相談、情報提供の充実

施策の内容	主な事業	担当課
外国人からの男女共同参画に関する相談などさまざまな相談に応じられるよう、相談窓口の充実と周知を図るとともに、外国人向けのパンフレットを作成するなど、外国人市民への情報提供に努めます。	外国人相談者への対応	国際課・女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	友好交流サロンを中心とした外国人への情報提供	国際課
	外国語パンフレットの作成	国際課・関係課

具体的施策② 国際理解・交流活動の推進

施策の内容	主な事業	担当課
市民団体等と連携し、外国人との交流の場を提供するなど異文化に触れる機会や外国人が主体的に参加し、交流できる場を設け、国際理解を深めます。	外国人との交流の場の提供	女性が輝くまちづくり推進課・国際課

具体的施策③ 外国人の意見が反映される市政運営

施策の内容	主な事業	担当課
外国人市民会議等における外国人の意見を市政に生かします。	岡山市外国人市民会議の開催	国際課

市と市民等とのパートナーシップによる協働

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、自らが主体的に行動していくことが必要です。また、市、市民、事業者がそれぞれの責任を自覚し、その役割を果たすとともに、相互に協働による取組を推進することが重要です。

本市では、毎年6月21日から27日までの1週間を男女共同参画推進週間「さんかくウィーク」と定め、市民及び事業者との協働で、楽しみながら男女共同参画についての理解を深めることを目的とした多彩な行事を行っています。

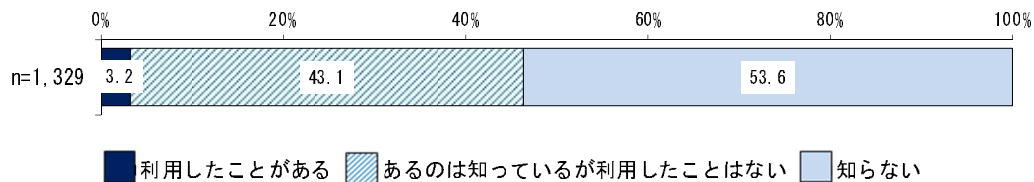
また、「さんかく岡山」を男女共同参画推進の拠点施設として位置づけ、意識啓発や情報提供などさまざまな取組を進めています。

しかし、意識調査・実態調査によると、「さんかく岡山」の認知度は4割半ば、利用したことがある人は1割に満たない状況です。

「さんかく岡山」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた取組を効果的に推進していくため、「さんかく岡山」の認知度を高め、より多くの人に利用されるよう広報に努めるとともに、市民のニーズに応じた講座等の充実を図ります。

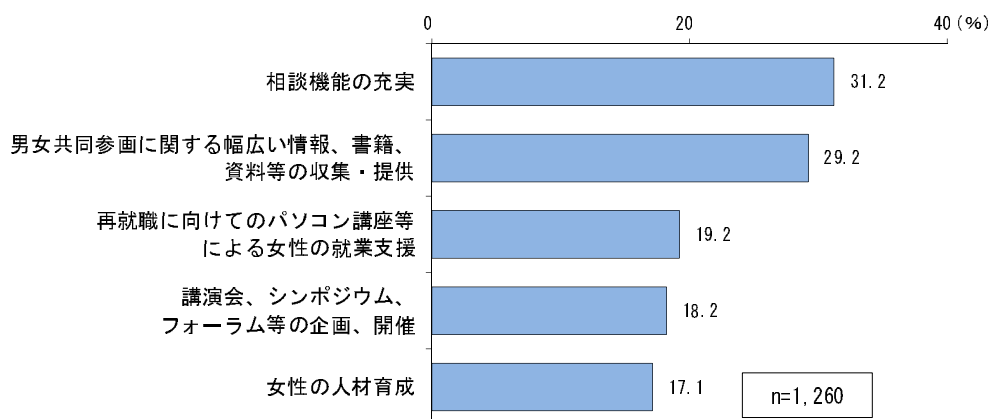
また、市民や関係団体、企業、学校、NPOなど多様な主体との協働により、地域の課題に応じた取組を推進するために、連携を深めるための交流や情報共有などを進めるとともに、地域活動に取り組み担い手づくりや地域の主体的な活動を支援します。

【図表 「さんかく岡山」の認知度・利用状況】



(H27年市民意識・実態調査)

【図表 「さんかく岡山」の役割として期待すること】



(H27年市民意識・実態調査)

数値目標（行政が事業を行う上で目標とする数値）

数値目標	H28現状値	H33目標値
「さんかくウイーク」への参加者数	人	毎年 3,000人以上
「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	%	50%

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合
「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合

施策の方向性と具体的施策

（１）市民協働による男女共同参画の一層の推進

具体的施策① 審議会や実行委員会への市民の参画の推進

施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画専門委員会については、公募による委員の枠を継続して設け、政策・方針決定過程へ市民の意見を反映させます。また、さまざまなイベントの開催にあたり、委員として市民の積極的な参画を呼びかけます。	男女共同参画専門委員会における公募委員の募集	女性が輝くまちづくり推進課
	「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」実行委員の募集	女性が輝くまちづくり推進課
	「新成人の集い」実行委員の募集	地域子育て支援課

具体的施策② 男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）への参画の促進

施策の内容	主な事業	担当課
毎年6月に「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」を設け、「さんかく岡山」を中心に全市的な取組を市民と協働して展開します。	「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」の実施	女性が輝くまちづくり推進課
	「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」での公民館行事の開催	公民館

具体的施策③ 多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進

施策の内容	主な事業	担当課
経済団体、マスメディア、NPO等との連携を図り、広がりを持った広報・啓発活動を進めます。	各種市民団体と連携した広報・啓発活動	女性が輝くまちづくり推進課

(2) 地域活動への参画の促進

具体的施策① 地域活動への参加促進のための学習機会等の充実と支援

施策の内容	主な事業	担当課
ボランティア活動等地域活動への積極的な参加を促すための学習機会の充実を図るとともに、関係団体への支援を行います。	ボランティア育成講座の開催	公民館
	学校支援ボランティア事業の充実	生涯学習課
	子ども会等の団体への支援	地域子育て支援課

具体的施策② 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

施策の内容	主な事業	担当課
「持続可能な開発のための教育（ESD）*」を市民等と協働して推進するとともに、本市における取組について情報提供します。	「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進	ESD 推進課・関係課
	「持続可能な開発のための教育（ESD）」における取組についての情報提供	ESD 推進課

* ESD：Education for Sustainable Development の略称。現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動。

(3) 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

具体的施策① 市民協働の活動拠点としての場と情報の提供

施策の内容	主な事業	担当課
「さんかく岡山」登録団体等と協働して男女共同参画に関する啓発事業を実施するとともに、男女共同参画に関する調査・研究も協働で行い、普及活動を進めます。	市民協働事業の実施	女性が輝くまちづくり推進課
	「さんかく岡山」を中心とした男女共同参画に関する情報提供	女性が輝くまちづくり推進課

誰もが個性と能力を十分に発揮して社会において活躍するためには、家事、育児、介護などの家庭生活や自己啓発、地域でのボランティアなどさまざまな活動と仕事との調和が重要です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*1}）は、働く女性だけの問題ではなく、働き方も含めて多様な選択肢の中から自分で生き方を決定し、性別にかかわらず自分らしく充実した人生を送るうえで基盤となるものです。

また、今後ますます高齢化が進行する中、働きながら家族の介護をする人の増加とともに、晩婚化・晩産化により育児と介護を同時期に担う「ダブルケア」に直面する人が増えることも懸念されています。

こうした問題に対応するためには、育児や介護などのライフイベントに応じて自らの希望に沿った形で働き続けることができるように、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行を改め、勤務地などを限定した正社員制度や短時間勤務、在宅勤務制度など、多様で柔軟な働き方を進めることが必要です。

市民意識・実態調査によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」における優先度の理想について、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の割合が最も高くなっていますが、現実では、男性は「仕事」を優先し、女性は「家庭生活」を優先している人の割合が高い結果となり、理想と現実の違いが見られます。

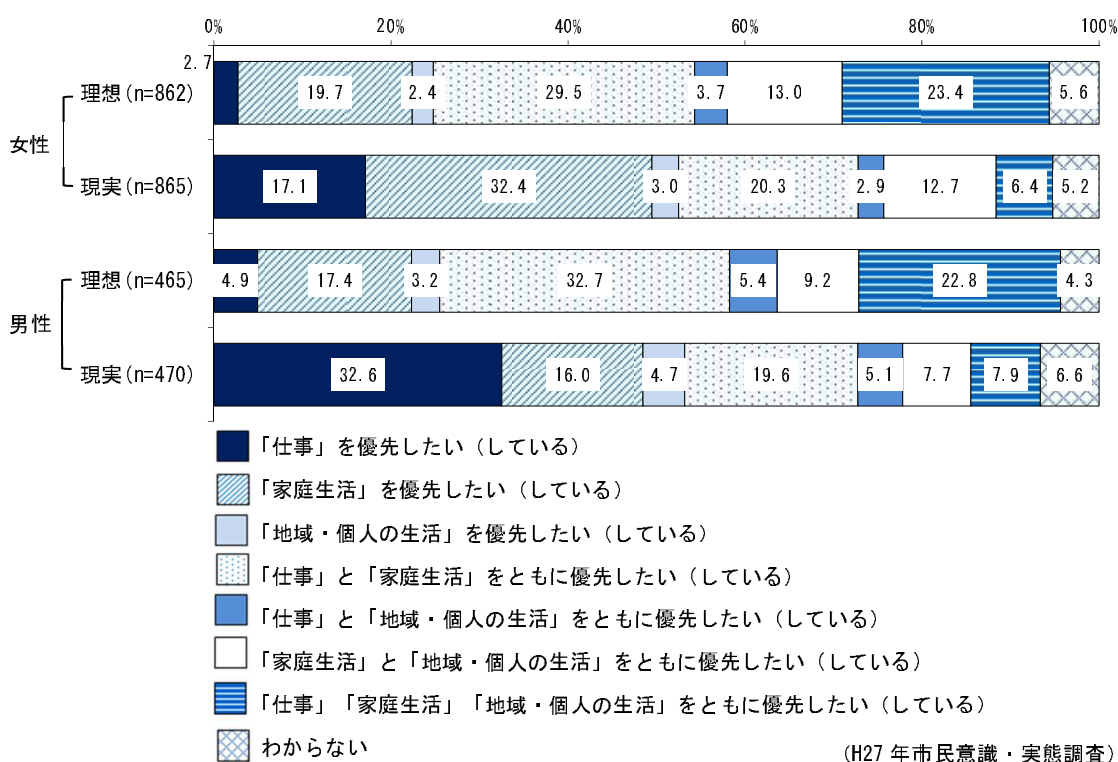
これらのことから、仕事と生活の調和を大切にした働き方を進めるため、特に企業等に対して、生産性の向上や優秀な人材の確保など経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発に加えて、経営者や管理職の意識改革を図ります。

併せて、ワーク・ライフ・バランスについて社会全体の意識を高めるため、広く市民を対象とした講座等の開催や、広報誌等による啓発を進めるとともに、特に男性の家庭生活への参画を促進するよう男性を対象とした講座等や支援に重点的に取り組みます。

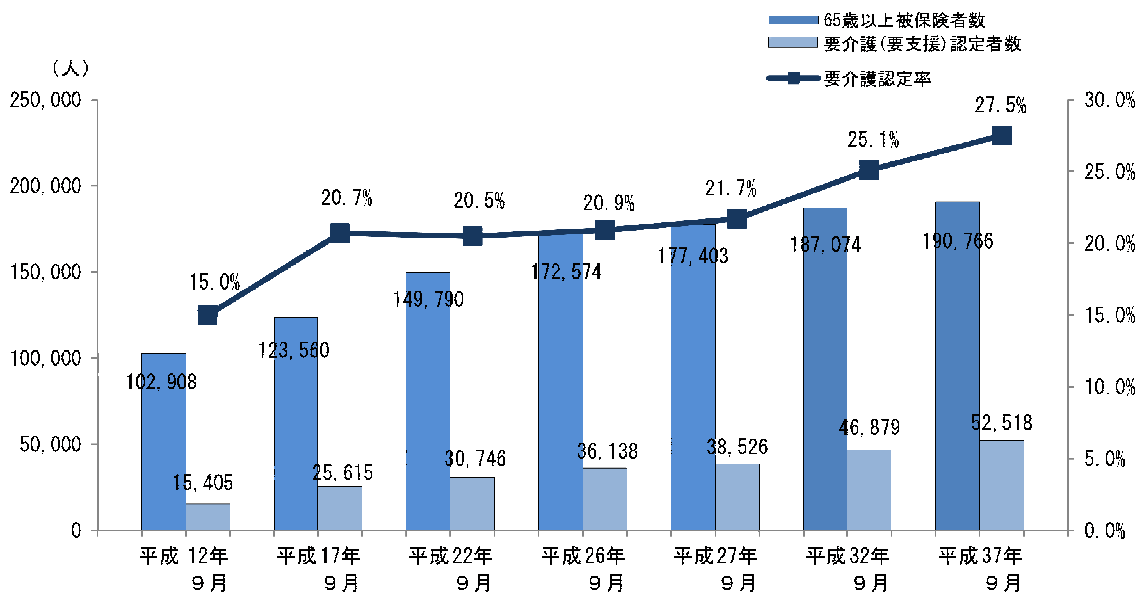
また、誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事との両立ができるように、待機児童の解消や、病児保育、延長保育など多様なニーズに対応する保育等サービス、放課後児童クラブ等の充実とともに、高齢者に対する地域包括支援センター等における介護や医療などさまざまな面からの総合的な支援や相談体制の充実を図ります。

*1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：仕事を持つ人が、やりがいを持って働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

【図表 仕事と生活の調和についての理想と現実】

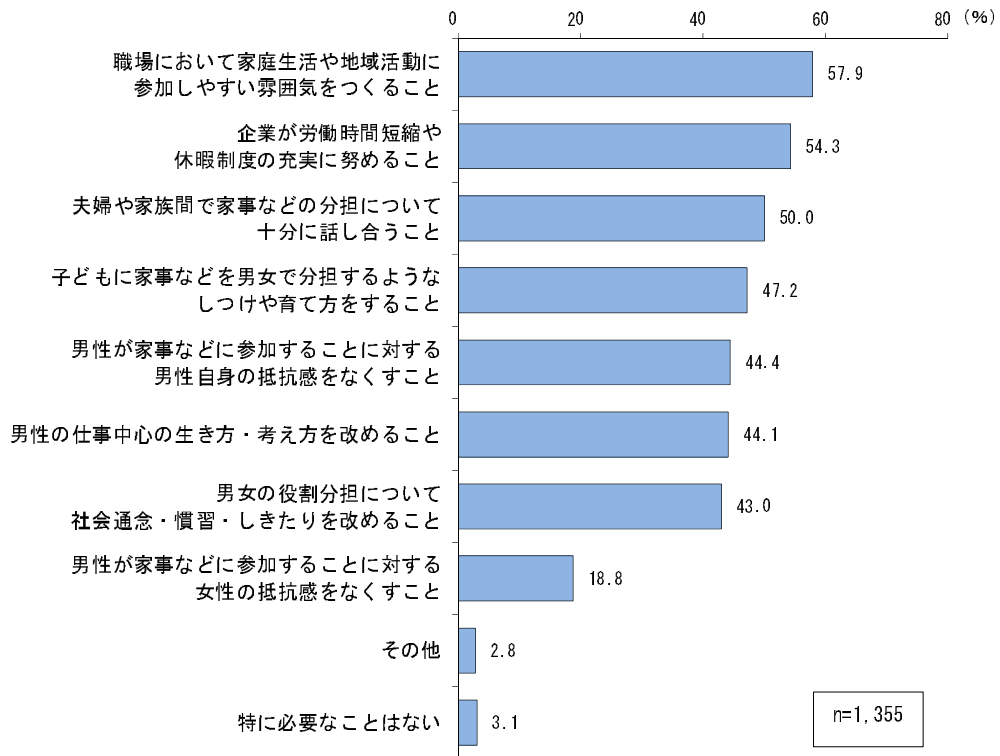


【図表 65歳以上被保険者・要介護認定者数・要介護認定率】



(岡山市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

【図表 男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なこと】



(H27年市民意識・実態調査)

数値目標（行政が事業を行う上で目標とする数値）

数値目標	H28現状値	H33目標値
保育所等の待機児童数	人	0人
市の実施する男性管理職向けセミナーの受講者数	人	毎年100人以上
放課後児童クラブの入所希望に対する入所児童の割合		100%

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合
男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合
仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合

施策の方向性と具体的施策

(1) 長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進

具体的施策① 企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発

施策の内容	主な事業	担当課
仕事と生活の調和を進めるため、企業等の経営者や管理職の意識改革を促すとともに、経営戦略としての必要性について啓発に取り組みます。	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	男性管理職向けセミナーの開催	女性が輝くまちづくり推進課
	女性活躍やワーク・ライフ・バランスの啓発リーフレットの作成と活用	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 企業等における働き方改革の促進

施策の内容	主な事業	担当課
長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行を是正し、短時間勤務やフレックス、勤務地限定正社員制度など多様で柔軟な働き方や、子育てや介護などと仕事との両立を支援する休暇制度など、企業における働き方改革を促進します。	企業を対象とした女性活躍推進や働き方に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証	女性が輝くまちづくり推進課
	男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰	女性が輝くまちづくり推進課
	企業の優れた取組を紹介する情報発信	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 市職員の働き方改革

施策の内容	主な事業	担当課
市職員の時間外勤務削減に向けた取組を行うとともに、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備を進めます。	「ノー残業デー」及び「定時退庁推進月間」の実施	人事課
	子育て等を支援するさまざまな制度を紹介する「子育て支援ガイド」の作成及び庁内ネットワークによる情報提供	給与課・人事課
	市職員の有休休暇取得の促進	人事課
	市職員の働き方改革をテーマとした研修の実施	人事課（人材育成室）

具体的施策④ 女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

施策の内容	主な事業	担当課
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等や、女性活躍推進に係る国の助成制度等について情報提供を行うとともに、事業者を対象とした講座や研修の機会を紹介するなど周知を図ります。	企業等を対象とした講座等での広報	女性が輝くまちづくり推進課
	労働局等関係機関と連携した法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課

(2) 仕事と妊娠・出産・子育てを両立するための支援策の充実

具体的施策① 保育等サービスの充実

施策の内容	主な事業	担当課
保育所・認定こども園の定員増と特別保育（延長保育・一時保育・休日保育・病児・病後児保育）の一層の充実を図ります。	保育所・認定こども園の施設整備による定員増	こども園推進課
	保育所・認定こども園の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大	就園管理課
	特別保育事業の拡大	保育・幼児教育課

具体的施策② 放課後児童対策の充実

施策の内容	主な事業	担当課
放課後児童クラブの児童数増加への対応、施設改善など一層の質の向上を図ります。	放課後児童クラブの充実	地域子育て支援課

具体的施策③ 地域の子育て支援体制の充実

施策の内容	主な事業	担当課
保育所・認定こども園の地域子育て支援センターや児童館の運営、市立幼稚園・認定こども園の施設開放など地域の子育てを支援します。	地域子育て拠点事業の充実	地域子育て支援課・保育・幼児教育課
	利用者のニーズに即した児童館の運営	地域子育て支援課
	子育て広場の充実	地域子育て支援課
	市立幼稚園・認定こども園「のびのび親子広場」事業の充実	保育・幼児教育課
	ファミリーサポート事業の充実	地域子育て支援課
	家事・育児援助を必要とする産前産後の世帯を対象とした子育て支援事業（60歳以上のシルバー世代の支援者による支援の実施）	地域子育て支援課

具体的施策④ 子育てに関する相談支援体制の充実

施策の内容	主な事業	担当課
子育ての孤立化や不安を解消するため、妊産婦相談支援の実施や、地域こども相談センターの運営など支援の充実を図ります。	おかやま産前産後相談ステーションでの妊産婦相談支援の実施	健康づくり課
	地域こども相談センターの運営	こども福祉課

具体的施策⑤ 育児休業等の制度の定着促進

施策の内容	主な事業	担当課
事業者に対し働き方の見直しや育児休業制度の周知を図り、出産・育児等を支援する職場環境づくりに向けた啓発を進めます。	仕事と子育ての両立に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	男性市職員の育児休業取得の促進	人事課・給与課

具体的施策⑥ マタハラ等ハラスメントの防止に向けた取組の促進

施策の内容	主な事業	担当課
働く女性が安心して妊娠・出産できるように、マタハラ*等のハラスメントの防止に向けて、関係機関と連携し啓発に取り組みます。	マタハラ等ハラスメント防止に関する啓発	女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課
	労働局等関係機関と連携した関係法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課・関係課
	マタハラ等の相談窓口についての案内を「親子手帳」と一緒に配布	健康づくり課

*マタハラ：マタニティハラスメントの略称。妊娠または出産したこと、産前産後休業または育児休業等の申し出をしたことなどを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしたり、精神的または肉体的な嫌がらせを行う行為。

(3) 仕事と介護を両立するための支援策の充実

具体的施策① 介護に関する相談体制の充実

施策の内容	主な事業	担当課
介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供や地域包括支援センターの周知に努め、介護に関する相談・支援に取り組みます。	地域包括支援センターによる介護に関する相談・支援の実施	高齢者福祉課

具体的施策② 介護休業等の制度の定着促進

施策の内容	主な事業	担当課
事業者に対し介護休業制度の周知を図り、介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を進めます。	仕事と介護の両立に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 地域の介護支援体制の充実

施策の内容	主な事業	担当課
要介護高齢者に対する介護の知識や技術の取得、外部サービスの適切な利用方法の習得を内容とした教室を開催します。	家族介護教室の開催	高齢者福祉課

(4) 子育てや介護など家庭生活への男性の参画促進

具体的施策① 男性の家事や子育てへの参加の支援・促進

施策の内容	主な事業	担当課
家庭において男性が家事・子育てに参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。 また、育児のための休暇取得等を理由とする男性に対する不利益な取扱い(パタハラ*)防止に向けて、関係機関と連携し啓発に取り組みます。	男女が協力して子育てに関わる学習機会の提供	公民館・女性が輝くまちづくり推進課
	労働局等関係機関と連携した関係法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課
	市職員の出産補助休暇・子育て休暇等取得の促進	人事課・給与課
	男性の家事・育児の参加に関する知識や技術の習得のための研修(子育てパパ・プレパパ応援事業)の実施	地域子育て支援課

*パタハラ：パタニティ（女性）ハラメントの略称。男性労働者が育児休業等の育児のための制度の利用を申し出をしたことなどを理由として、降格や配置転換など不利益な取扱いや嫌がらせにより、男性の育児参加を妨げる行為。

具体的施策② 男性の介護への参加の支援

施策の内容	主な事業	担当課
家庭において男性が介護に参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。	介護に関する講座の開催	公民館・女性が輝くまちづくり推進課
	市職員の介護休暇取得の促進	人事課・給与課

具体的施策③ 男性のための相談体制の整備

施策の内容	主な事業	担当課
長時間労働による心身の不調や精神的に孤立しがちな男性が相談しやすい窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談体制の整備を進めます。	こころの健康相談に関する相談体制の充実	健康づくり課・こころの健康センター
	相談窓口の周知	女性が輝くまちづくり推進課

少子高齢化が進行し、労働力人口の減少が大きな課題となる中、働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮することは、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。

平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、働く場における女性の活躍推進に向けて、国、自治体、事業主それぞれが計画的に取り組むことが義務づけられました。

本市における女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期である30歳代に低下し、子育てが一段落すると上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いており、カーブが緩やかになってきているものの、結婚・出産を機に離職する女性は依然として多い状態です。

市民意識・実態調査によると、女性が働き続けるために必要なこととして、「配偶者・パートナーの理解と協力」「企業や組織における仕事と家庭の両立支援制度の整備・充実」「子育てや、家族の介護・看護を支援する公的制度の充実」が上位に挙げられています。

男性の家庭生活への参画や、保育等サービスの充実とともに、働く場における女性の活躍や、仕事と家事・育児・介護などとの両立に関する企業等の取組を促進することが重要です。

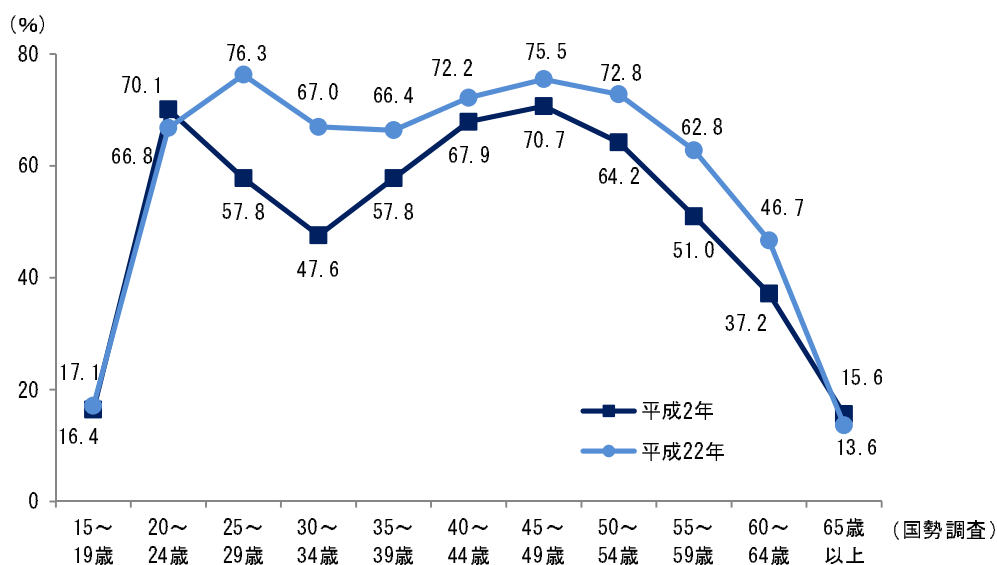
このため、企業等を対象としたシンポジウムの開催などの啓発事業や、男女共同参画を積極的に推進する事業者の顕彰、地域の身近な企業等の先進的な取組事例についての紹介など、企業等への働きかけを進めます。

それに加えて、国、県、企業、教育機関、関係団体、NPOなど、多様な主体による「岡山市女性活躍推進協議会」を設置し、情報交換を行うとともに、地域における女性活躍推進に向けた取組を連携して進めます。

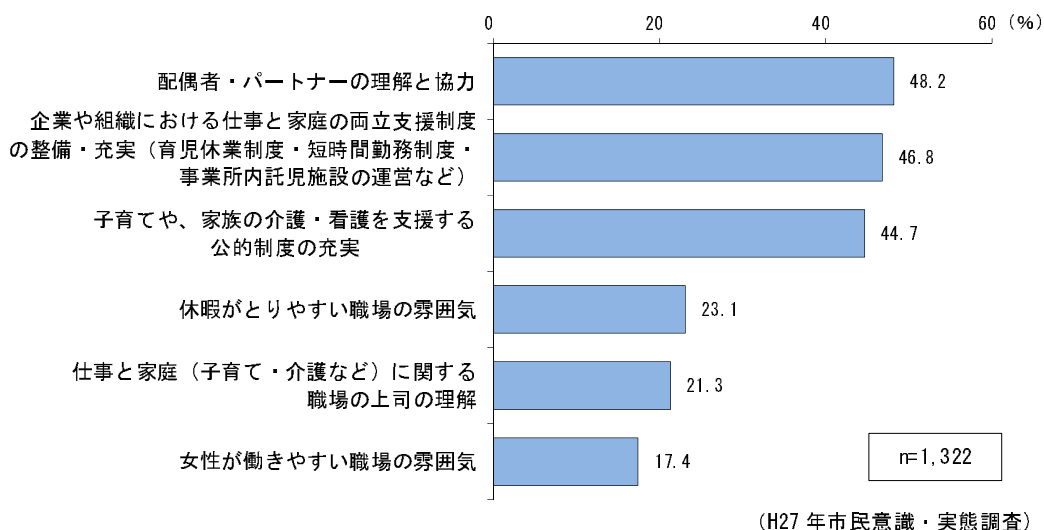
また、企業等に対し、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知を図り、性別による不当な扱いを受けることのない働きやすい職場環境づくりを促進します。

さらに、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や再就職、創業のための支援等、女性の希望に応じた働き方への支援を行います。

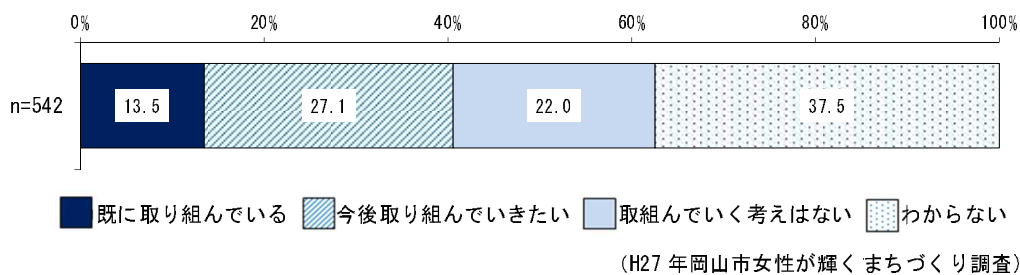
【図表 女性の年齢階級別労働力率（岡山市）】



【図表 女性が働き続けるために必要なこと（上位6項目）】



【図表 女性管理職を増やすための取り組み状況】



数値目標（行政が事業を行う上で目標とする数値）

数値目標	H28現状値	H33目標値
市の実施する企業における女性活躍推進の啓発講座等の受講者数	人	毎年300人以上
市の実施する再就職支援講座受講者のうち就職に向けて活動した人の割合	%	80%

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
女性管理職を増やす取組を行っている事業者の割合	女性管理職を増やすために具体的な取組を行っている事業者の割合

施策の方向性と具体的施策

（１）女性の希望に応じた働き方や再就職への支援

具体的施策① 女性のキャリア形成への支援

施策の内容	主な事業	担当課
管理職として必要なスキルや意識の向上を図る講座等を開催し、女性社員の管理職へのキャリア形成を支援します。	女性のキャリア形成を支援する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	仕事と家庭生活の両立などをテーマとした女性社員による座談会の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	女性活躍推進に関する企業への啓発講座等の開催	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 女性の再就職への支援

施策の内容	主な事業	担当課
結婚や育児等で離職した女性の再就職に向けた情報提供やセミナーの充実を図ります。	女性の再就職支援セミナーの開催	女性が輝くまちづくり推進課
	マザーズハローワーク出張相談事業	産業振興・雇用推進課

具体的施策③ 女性の創業への支援

施策の内容	主な事業	担当課
意欲のある起業家を育成するため、女性の創業支援の充実を図ります。	女性創業セミナーの開催	産業振興・雇用推進課

(2) 誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進

具体的施策① 企業等における女性活躍促進に向けた啓発

施策の内容	主な事業	担当課
仕事と子育て等の両立支援制度や短時間勤務制度など、働きやすい職場環境の推進に向けて企業等への啓発に努めます。	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催	女性が輝くまちづくり推進課
	女性活躍やワーク・ライフ・バランスの啓発リーフレットの作成・配布	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 企業等の優れた取組の情報発信及び顕彰の充実

施策の内容	主な事業	担当課
シンポジウム等の内容や企業の先進事例を新聞やホームページ、啓発リーフレットへの掲載等により情報発信するとともに、積極的に取り組む企業等の顕彰を行うことで、中小企業を含めた地域全体に取組を広げ、市民の意識の醸成を図ります。	企業等の優れた取組を紹介する情報発信事業	女性が輝くまちづくり推進課
	企業等における女性活躍推進シンポジウムの新聞掲載事業	女性が輝くまちづくり推進課
	女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証	女性が輝くまちづくり推進課
	男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 企業や関係機関、団体等の連携の強化

施策の内容	主な事業	担当課
企業や教育機関、経済団体、NPO、国や県など多様な主体と連携し、女性活躍推進や働きやすい職場環境づくりを進めます。	女性活躍推進協議会の開催及び運営	女性が輝くまちづくり推進課
	関係機関等との意見交換会の開催	女性が輝くまちづくり推進課

(3) 働く場における労働者の均等な機会と待遇の確保

具体的施策① 男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知

施策の内容	主な事業	担当課
男女雇用機会均等法等の法令について情報提供を行うとともに、事業者を対象とした講座や研修の機会に紹介するなど周知を図ります。	公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催	人権推進課
	企業等を対象とした講座等の開催における広報	女性が輝くまちづくり推進課
	労働局等関係機関と連携した法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 農林漁業従事者、関係機関、団体等への意識啓発

施策の内容	主な事業	担当課
固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を改め、女性の役割を適正に評価するための啓発を関係機関・団体と連携し積極的に行います。	「男女共同参画のつどい in 岡山」の開催	農林水産課
	研修会への講師派遣	女性が輝くまちづくり推進課

将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域などさまざまな分野の活動において、いずれかの性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多様な視点からの意見を反映することが重要です。

国においては、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%とすることを目標に掲げて取組を進めてきましたが、政策・方針決定の場への女性の参画は諸外国と比べて低い水準となっています。

本市では、附属機関*1として設置する審議会において、男女いずれの委員の数も、委員総数の4割未満とならないよう選任することをさんかく条例で定めるとともに、市職員の課長相当職以上に占める女性の割合を将来的に30%とすることを目指して、政策の決定過程における男女共同参画を進めています。

岡山市の企業等においては、管理的職業従事者に占める女性の割合は1割程度と低い状態であり、経営戦略の視点からの女性活躍推進の啓発など、女性の能力発揮のための主体的な積極的取組を企業等に働きかけるとともに、働く女性自身の意識も含め、女性活躍推進に向けた社会全体の意識の醸成を図ります。

また、地域活動や農林水産業など、さまざまな分野における方針決定の場への女性の参画を促進するため、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした啓発や人材育成への支援を進めます。

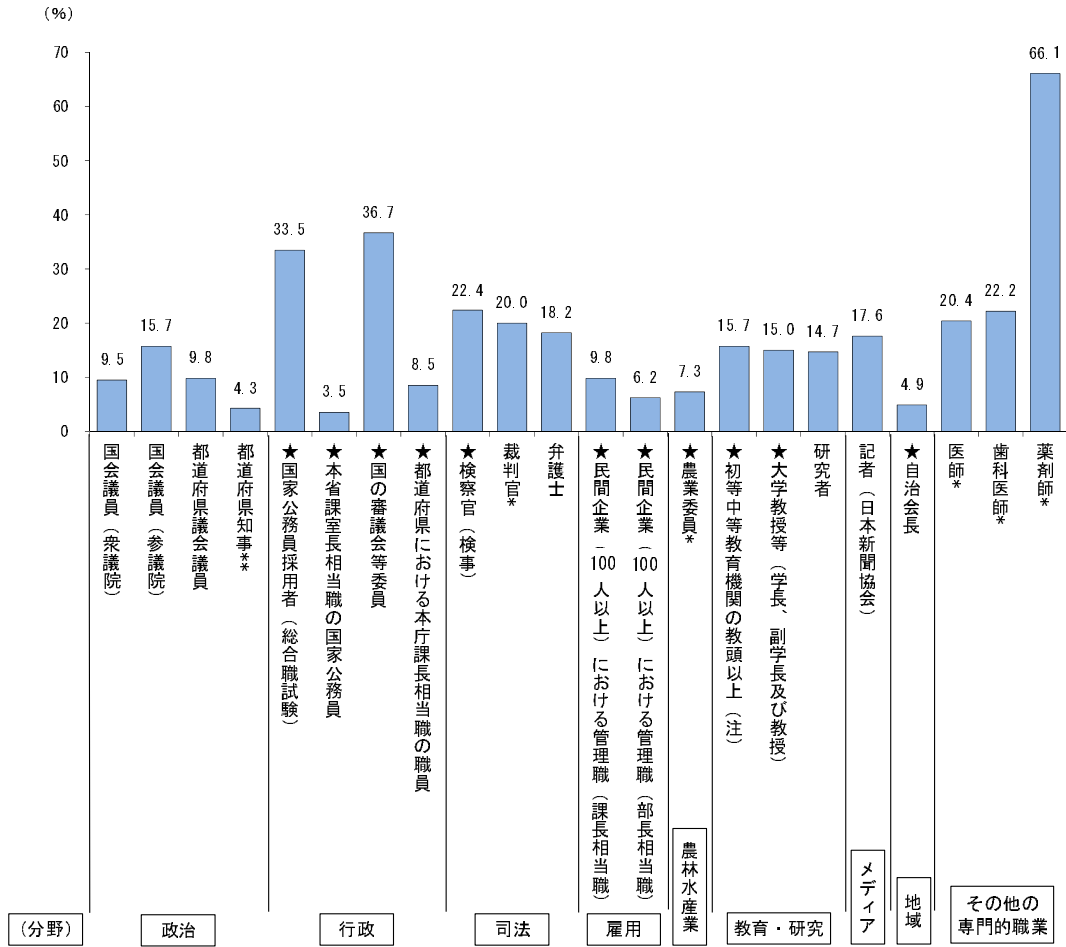
*1 附属機関：法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行う機関

【図表 政策や方針決定過程への女性の参画状況】

年 度	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
市の女性管理職の割合(%)	6.1	5.5	5.1	4.9	5.8	5.7	6.9	6.5	8.4
市の審議会の女性委員の割合(%)	35.7	35.8	36.2	37.6	39.9	40.3	40.3	41.3	42.1
単位町内会長に占める女性の割合(%)	3.3	3.7	3.3	4.3	4.1	4.2	4.3	4.7	6.1
P T A会長に占める女性の割合(%)	7.8	9.4	12.5	9.4	10.3	4.0	8.7	11.1	11.1

(平成27年「第3次さんかくプラン」行政評価)

【図表 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合】



(H28 男女共同参画白書)

- (備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成27年12月)より一部情報を更新。
 2. 原則として平成27年値。ただし、*は26年値、**は28年値。(注)は速報値。
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

数値目標 (行政が事業を行う上で目標とする数値)

数値目標	H28現状値	H33目標値
市の審議会委員の割合	%	男女いずれの委員も40%以上
市職員の女性管理職の割合*	%	15%

* 市職員の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義
単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合
P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合

施策の方向性と具体的施策

（１）行政分野における女性の参画促進

具体的施策① 市の審議会等における女性委員参画状況の定期的な把握と目標の達成

施策の内容	主な事業	担当課
市の附属機関として設置されている審議会において、男女いずれの委員の数もその総数の40%以上となるよう選任し、多様な意見を審議や調査に反映させます。 また、附属機関以外の協議会等については、委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。	審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施	行政事務管理課
	さんかく条例に基づき、審議会等における積極的改善措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課・関係課

具体的施策② 女性の市職員の管理職への登用

施策の内容	主な事業	担当課
積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組み、性別にかかわらず職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。	女性職員の職域や分担する職務の拡大	人事課
	能力・実績主義に基づいた女性職員の管理職への登用	人事課
	女性職員の活躍推進研修の実施	人事課（人材育成室）

(2) 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の推進

具体的施策① 企業や各種団体等における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ

施策の内容	主な事業	担当課
女性の能力発揮に積極的に取り組む事業者を表彰・認証し、広く紹介するとともに、企業向けの講演会等を実施し、人材の有効活用が経営の効率化に資することの理解を深めます。	雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰・認証（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
	企業向け講演会の実施	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 方針決定過程への女性の参画の促進

施策の内容	主な事業	担当課
方針決定過程への女性の参画に関し、企業・教育機関・PTA・町内会等さまざまな分野における現状を調査し、情報提供に努めます。	政策・方針決定過程への女性の参画状況に関する定期的な調査の実施	女性が輝くまちづくり推進課

(3) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的施策① 農林水産業における女性の参画目標の策定と早期達成

施策の内容	主な事業	担当課
農林水産業において女性の果たしている役割の重要性を考慮して、関係機関との連携のもと、女性の参画目標を策定し、達成に向けた積極的な取組を推進します。	農林水産業における女性の参画目標の策定	農林水産課・農業委員会

具体的施策② 女性の能力開発と適正な評価

施策の内容	主な事業	担当課
意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を身につけるための研修等を支援します。 家族経営協定*締結に向けた啓発・支援を行います。	岡山市農林水産女性部協議会への支援	農林水産課
	岡山市女性農業士連絡協議会への支援	農林水産課
	家族経営協定締結の啓発・支援	農林水産課

*家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

具体的施策③ 農業委員会等への女性の登用の促進

施策の内容	主な事業	担当課
農業委員等への女性の登用を進めると共に、関係機関と連携して、農業施策に女性の意思が反映されるよう努めます。	女性農業士・女性認定農業者の育成	農林水産課
	農業委員会活動への女性農業委員の参画	農業委員会